

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書

平成28年3月

HyAS&Co.
Hyper Asset Solutions

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式339,575千円（見込額）の募集及び株式59,500千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年3月2日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

東京都港区白金台三丁目2番10号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

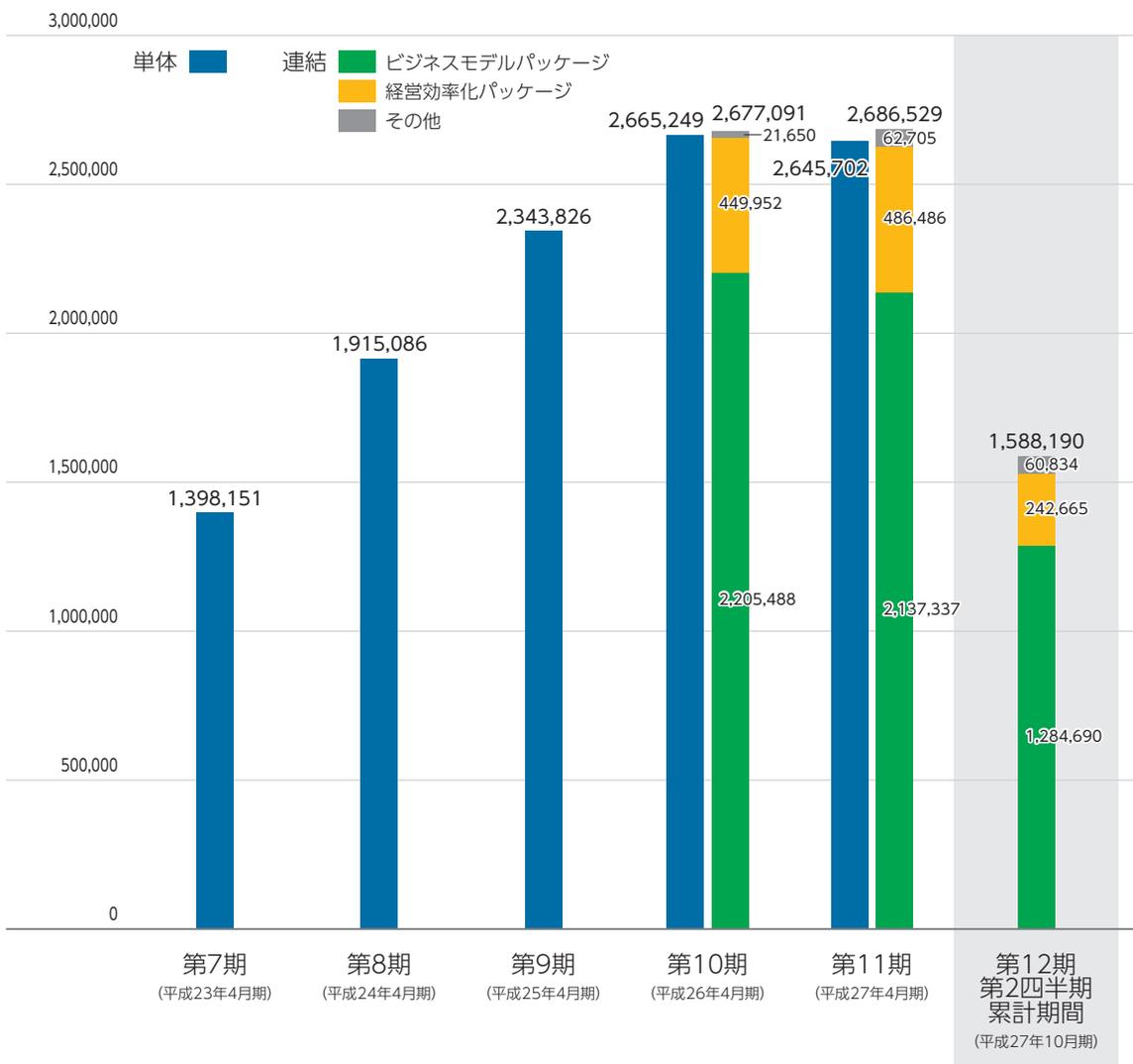
1 事業の概況

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社ans及び一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会の合計3社（以下、「当社グループ」）で構成されており、住関連産業（建築・土木・不動産）に特化した「業種特化型」ソリューション提供等のコンサルティングを展開しております。

当社では、地域の中小企業（建設業者、工務店、不動産仲介業者など）を会員組織としてネットワーク化を図っており、これらの会員企業に対して、住関連産業における具体的かつ先進的なビジネスモデルや情報技術を応用した経営効率化手法を、事業提携先との協力を通じて企画・開発・パッケージ化し提案、提供を行っております。

売上高構成

(単位：千円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

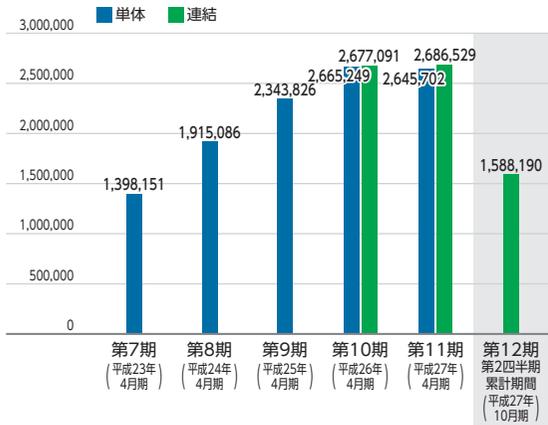
回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期 第2四半期
決算年月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成27年10月
(1) 連結経営指標等						
売上高				2,677,091	2,686,529	1,588,190
経常利益				224,663	98,986	164,626
当期(親会社主に帰属する四半期)純利益				127,930	47,552	102,815
包括利益又は四半期包括利益				127,930	47,552	102,815
純資産額				238,552	314,604	417,420
総資産額				881,071	985,009	1,091,741
1株当たり純資産額(円)				168.47	173.34	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)				90.35	30.75	56.65
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額(円)				87.47	29.86	55.23
自己資本比率(%)				27.1	31.9	38.2
自己資本利益率(%)				73.3	17.2	-
株価収益率(倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				201,817	△18,779	197,528
投資活動によるキャッシュ・フロー				△37,387	△17,163	△7,695
財務活動によるキャッシュ・フロー				50,139	67,226	△50,959
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				499,378	530,691	669,565
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕(名)				70 〔-〕	86 〔14〕	- 〔-〕
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	1,398,151	1,915,086	2,343,826	2,665,249	2,645,702	
経常利益又は経常損失(△)	△113,426	25,523	123,488	257,752	88,094	
当期純利益又は当期純損失(△)	△114,861	22,917	124,752	161,454	37,106	
資本金	179,052	238,677	238,677	100,000	114,250	
発行済株式総数(株)	普通株式 5,685 甲種類株式 600	普通株式 6,015 甲種類株式 1,065	普通株式 6,015 甲種類株式 1,065	普通株式 6,015 甲種類株式 1,065	普通株式 1,602,000 甲種類株式 213,000	
純資産額	△142,207	△39	124,713	286,167	351,774	
総資産額	284,948	432,805	685,681	924,845	1,006,458	
1株当たり純資産額(円)	△22,626.46	△5.59	17,614.85	202.10	193.82	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)(円)	△18,275.52	3,438.96	17,620.44	114.02	24.00	
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	-	3,344.72	17,060.20	110.40	23.30	
自己資本比率(%)	△49.9	△0.0	18.2	30.9	35.0	
自己資本利益率(%)	-	-	200.1	78.6	11.6	
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-	
配当性向(%)	-	-	-	-	-	
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕(名)	54 〔-〕	56 〔-〕	56 〔-〕	70 〔-〕	78 〔14〕	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期(四半期)純利益金額の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。また、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、普通株式増加数に含めておりません。
4. 第7期の自己資本利益率については、当期純損失であり、かつ期中平均自己資本がマイナスのため、記載しておりません。また、第8期の自己資本利益率については、期中平均自己資本がマイナスのため、記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第10期及び第11期の連結財務諸表及び財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第12期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
7. 第7期、第8期、第9期及び第10期の平均臨時雇用人員数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 第12期第2四半期における売上高、経常利益、親会社主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第12期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第12期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
9. 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、平成27年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。
10. 平成27年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期(四半期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
11. 上記10.のとおり、当社は平成27年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第7期、第8期及び第9期の数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額(円)	△113.13	△0.03	88.07	202.10	193.82
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)(円)	△91.38	17.19	88.10	114.02	24.00
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	-	16.72	85.30	110.40	23.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

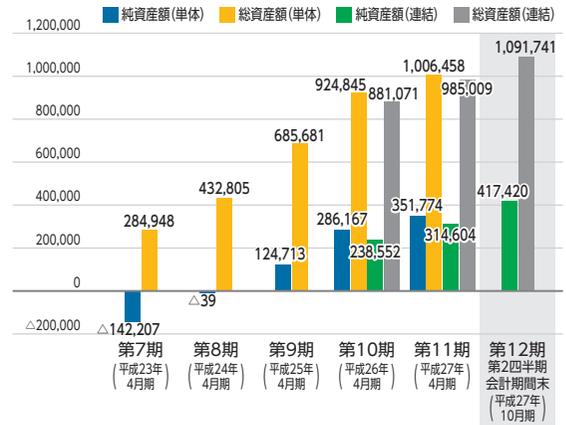
売上高

(単位：千円)



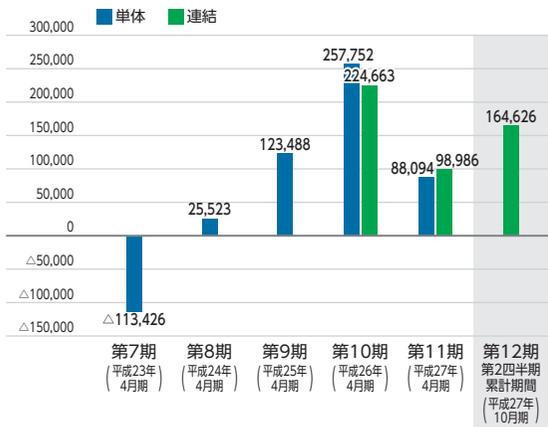
純資産額／総資産額

(単位：千円)



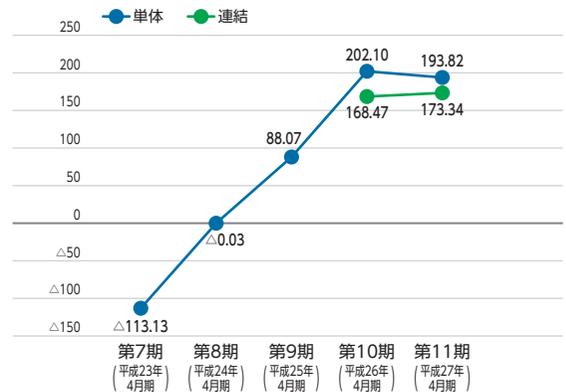
経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



1株当たり純資産額

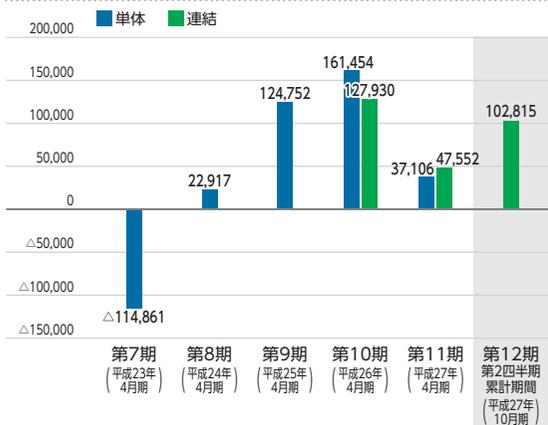
(単位：円)



(注) 当社は平成27年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記では、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

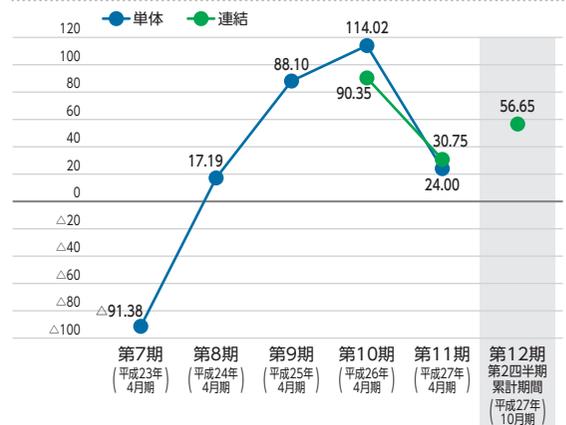
当期 (親会社株主に帰属する四半期) 純利益又は当期純損失 (△)

(単位：千円)



1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)

(単位：円)



(注) 当社は平成27年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記では、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3 事業の内容

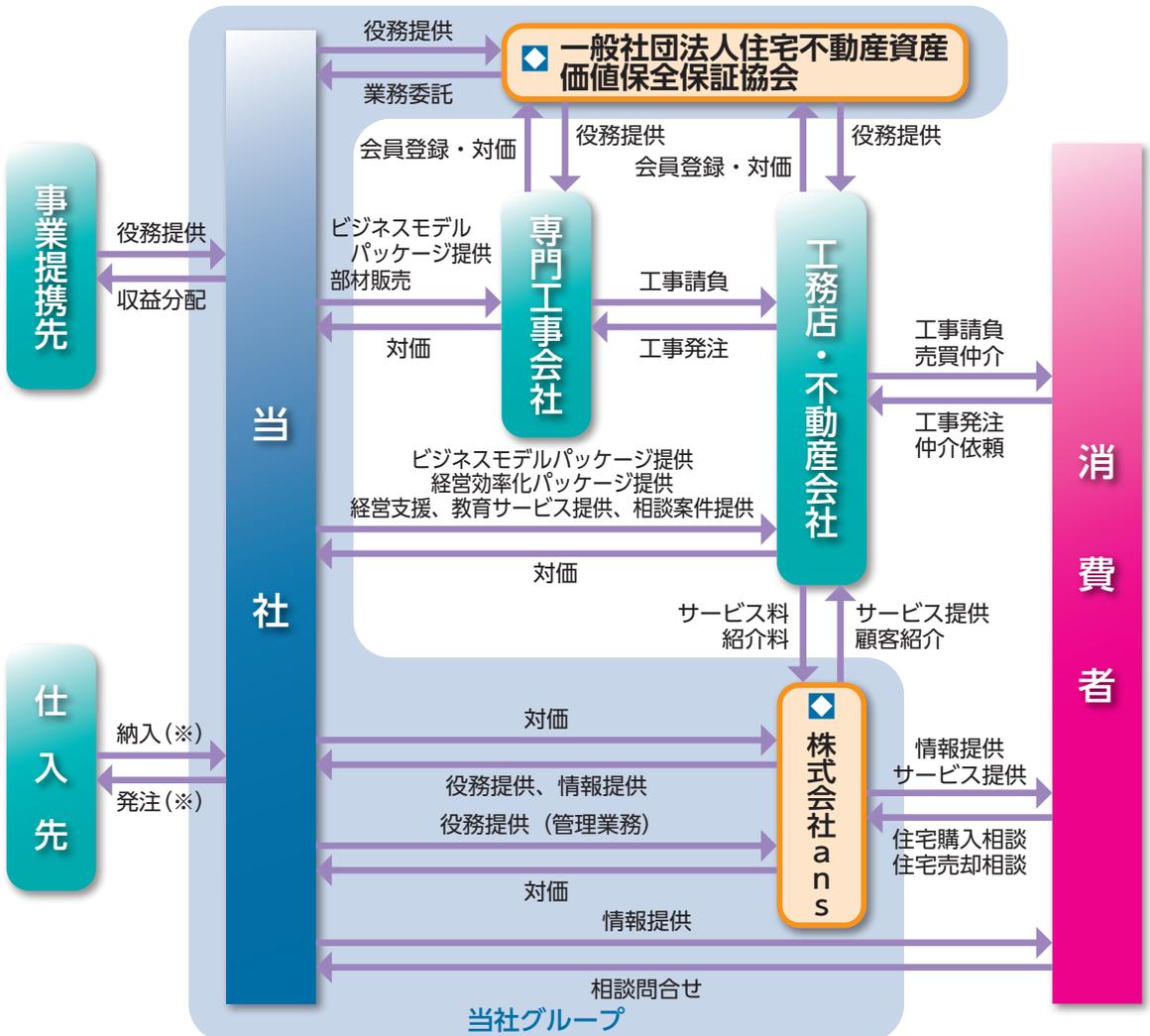
当社のサービス内容としては、会員企業が置かれている状況に応じて、業態転換の必要性をもつ企業を対象とした「ビジネスモデルパッケージ（注）」と経営（事業）におけるプロセスや機能に対する効率化のソリューションを提供する「経営効率化パッケージ」を展開しております。

また、株式会社ansにおいては、熊本県内に実店舗を構え、住宅取得希望者向けに住宅購入相談窓口等を行っており、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会においては、地盤保証サービス等を行っております。

（注）ビジネスモデルパッケージ：

住宅建築や工事に必要な事業ノウハウ（エンドユーザーの発掘やフォローアップ等の営業ノウハウ、商品の規格や仕様、設計・施工ノウハウ等）をマニュアル等の形式知（属人的ではなく可視化され一定のトレーニングで実現可能なもの）にまとめあげ、さらに継続的な情報提供（会員専用WEBサイト）やトレーニングの仕組み、オプションサービス（販促支援セミナーや営業同行等）、営業ツールやローコストでの建築部材供給の仕組み等が一体となったものであります。

■ 事業系統図



※専門工事会社向けのハイスピード工法専用施工機、デコスドライ工法セルロースファイバー断熱材等

■印は連結子会社

●ビジネスモデルパッケージ

ビジネスモデルパッケージは、業態転換の必要性をもつ企業を主な対象顧客としております。具体的な例では、公共工事への依存率が高く、市場の縮小に伴って厳しい経営環境に直面すると考えられる企業、更なる事業拡大を模索されている企業を主な対象としたサービスで構成されております。

当社が提供するものは、事業ノウハウ・システム・サービスであり、実際の営業や施工は当社の顧客である地域の工務店や専門工事事務社がこの「ビジネスモデルパッケージ」に基づき行います。

工法事業モデル

ハイスピード工法



砕石のみを使用した地盤改良工法をパッケージ化したもの。通常の地盤改良工事と異なり、有害物質の発生リスクがなく液状化対策としても有効。



タイト・モールド工法



基礎工事を一体打ちで行う工法をパッケージ化したもの。断熱型枠（型枠自体が断熱材）であることから、建物全体の断熱性能が向上。

デコスドライ工法



新聞紙をリサイクルしたセルローズファイバー断熱材を利用した断熱工法をパッケージ化したもの。断熱・調湿・防音機能を備え、壁体内無結露を20年保証。

住宅事業モデル

R+house



合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したもの。



アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット



R+houseでは対象外とせざるを得なかった予算1,500万円以下の購買層に対応した高気密高断熱住宅で、建築家がデザインした大量のプラン集からエンドユーザーとプランを選択していく「規格住宅」パッケージ。

ウィルスタイルシリーズ



狭小地に建築が可能な戸建タイプの賃貸住宅をパッケージ化したもの。

ハウス・イン・ハウス



オリジナル断熱パネルの開発により、非破壊・短工期・価格明示を実現した戸建断熱リフォーム事業をパッケージ化したもの。

不動産事業モデル

トチスマ



土地探しと住宅建設会社選びを中立な立場から支援する不動産売買仲介サービスをパッケージ化したもの。

●経営効率化パッケージ

経営効率化パッケージは、営業活動プロセスの効率化（集客や歩留まりの改善）や社員教育の効率化、顧客管理や原価管理等の効率化といった、経営（事業）におけるプロセスや機能に対する効率化のソリューションを必要とする企業を主な対象としたサービスで構成されております。

ノウハウ提供だけでなく、ノウハウを情報システムによる具体的なツールとして提供し、その活用を支援する教育プログラムを組み合わせたサービスであります。

意思決定支援ツール

ハイアークラブ



資産活用相談用ツール等。
保有不動産の相続、有効利用、売却または資産の組替え等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。

リライフクラブ



住宅購入相談用ツール等。
住宅ローンの組み方、返し方、住宅関連の税金等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。

営業支援ツール

エージェント・マスター・サービス



各地域における物件・土地情報を網羅的に収集し、提供するシステム。
土地情報を視覚的に確認でき、地域の最新の売物件情報を把握することが可能。

ビルド・マスター・サービス



長期優良住宅対応の情報共有型住宅履歴保存システム。凶面、メンテナンス履歴等の住宅履歴を一元管理。

コスト・マネジメント・サービス



営業見積の作成から原価管理、キャッシュ・フローの管理まで建設業におけるコスト管理を一元的に行うシステム。

●その他

当社グループでは、広く経営上の問題を解決するための経営支援ソリューションの提供も行っております。

また、一般消費者、業界・事業者の直面する課題を抽出し、双方にとってメリットが享受される解決策の調査・研究を通じてビジネスモデルを確立することを目的としたシンクタンク機能も有しております。

株式会社ans

一般消費者向けに、住宅購入相談窓口店舗である「ans」を通じて、住宅購入に必要な情報を第三者的な立場から提供するなど、住宅購入支援を行っております。



一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会

地盤保証サービスその他住宅不動産の資産価値を保全するサービスの提供を行っております。



ビジネスモデルの特徴

当社グループでは、顧客（会員企業）からの依頼に基づいた「診断・提案・助言・研修」だけではなく、業種特化・会員組織化といった特徴と、サービスを企画・開発・パッケージ化する謂わば「プラットフォーム」機能を有することから、ビジネスモデルや経営効率化システムのように具体的な「ソリューション」を提供し、また幅広いパリエーションのサービス（地盤改良・基礎断熱・断熱工事・高性能住宅・断熱リフォーム・戸建賃貸・住宅購入相談・相続相談等）を展開できることが特徴となっております。

また、日本全国に会員企業を保有し、常に最新の業界情報を取得できることから、新たなサービスに対するニーズ及びシーズ情報の収集が可能となり、さらに新商材に関してのテストマーケティングを兼ねた検証や成功事例の共有を、会員組織を活用して行えることで商品開発力、商品改良力を担保できることも大きな特徴であると考えております。

日本全国の会員ネットワーク



会員組織等の特徴

当社グループの顧客（会員企業）は、各地の地場の工務店や不動産会社、建設会社及び一般消費者であります。現在有料での取引先会員企業数は1,197社（平成28年1月31日現在）となっております。

有料会員の他に、当社が展開する地盤改良工法を推奨し、安全な家づくりのための情報等を提供する工務店登録サイト「地盤.jp」への登録企業（登録料無料）数が2,236社（平成28年1月31日現在）あります。これら登録企業は地盤改良や基礎断熱工法会員企業の顧客候補先であり、当社グループにとっても地域工務店向け有料サービスの会員企業候補となっております。

また、広く業界への提言や最新情報を当社情報誌（「HyAS View」）を通じて約12,000社（平成28年1月31日現在）に提供しており、有料会員・無料会員・継続的な情報誌購読先が当社グループにとっての顧客（見込客）候補であり、継続的に商品・サービスを提供していく相手先になると考えております。



収益構造の特徴

当社グループにおける収益項目は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤリティ等」に大別されます。

従来型コンサルティング事業におけるコンサルティングフィーに近い性格をもつ「会費」と収益とサービス提供先の業績改善に対する成果報酬フィーに近い性格をもつ「ロイヤリティ等」に加え、サービス導入時に生じる「初期導入フィー」が得られることで、従来のコンサルティング事業に対して、収益項目を充実させているのが特徴となります。



目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	6
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	6
募集又は売出しに関する特別記載事項	7
第二部 企業情報	9
第1 企業の概況	9
1. 主要な経営指標等の推移	9
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 業績等の概要	20
2. 生産、受注及び販売の状況	22
3. 対処すべき課題	23
4. 事業等のリスク	24
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	28
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	29
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	51
3. 配当政策	52
4. 株価の推移	52
5. 役員の状況	53
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	56

第5	経理の状況	63
1.	連結財務諸表等	64
(1)	連結財務諸表	64
(2)	その他	106
2.	財務諸表等	108
(1)	財務諸表	108
(2)	主な資産及び負債の内容	121
(3)	その他	121
第6	提出会社の株式事務の概要	122
第7	提出会社の参考情報	123
1.	提出会社の親会社等の情報	123
2.	その他の参考情報	123
第四部	株式公開情報	124
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	124
第2	第三者割当等の概況	131
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	131
2.	取得者の概況	132
3.	取得者の株式等の移動状況	133
第3	株主の状況	134
	[監査報告書]	137

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月2日
【会社名】	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
【英訳名】	HyAS&Co. Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 濱村 聖一
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台三丁目2番10号
【電話番号】	03-5423-7333（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理本部長 西野 敦雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台三丁目2番10号
【電話番号】	03-5423-7333（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理本部長 西野 敦雄
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 339,575,000円 売出金額 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 59,500,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	470,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 平成28年3月2日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数は、平成28年3月2日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数430,600株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数39,400株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成28年3月17日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 本募集に伴い、その需要状況を勘案し、70,000株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である濱村聖一（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成28年3月2日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式70,000株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4. 本募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成28年3月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成28年3月17日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	430,600	311,108,500	168,364,600
	自己株式の処分	39,400	28,466,500	—
計（総発行株式）		470,000	339,575,000	168,364,600

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成28年3月2日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成28年3月28日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（850円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は399,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年3月29日(火) 至 平成28年4月1日(金)	未定 (注) 4	平成28年4月4日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年3月17日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月28日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年3月17日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成28年3月28日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とし、平成28年3月28日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年4月5日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年3月18日から平成28年3月25日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集における新株式発行及び自己株式の処分を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成28年4月4日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番 6 号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号		
計	—	470,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成28年3月17日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年3月28日）に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
367,540,000	10,000,000	357,540,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
 2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（850円）を基礎として算出した見込額であります。
 3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額357,540千円及び前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限54,548千円については、既存商材のバージョンアップ(機能追加等)や新商材開発に係るソフトウェア投資として84,000千円(平成29年4月期:32,000千円、平成30年4月期:52,000千円)、管理機能強化(販売管理・会員管理等)を目的とした基幹システムへのソフトウェア投資として30,000千円(平成29年4月期:10,000千円、平成30年4月期:20,000千円)、当社内セミナールームの拡張や人員増に伴う事務所スペース拡張に伴う建物附属設備等として33,000千円(平成29年4月期:27,000千円、平成30年4月期:6,000千円)、財務基盤の安定性の向上等を目的とした借入金返済資金として61,118千円(平成29年4月期:47,206千円、平成30年4月期:13,912千円)、当社連結子会社である株式会社 a n s への投融資資金として80,000千円(平成29年4月期:32,000千円、平成30年4月期:48,000千円)、残額については、当社取扱い商材のブランド認知度向上を目的として、平成29年4月期の広告宣伝費の一部に充当する予定であります。

なお、株式会社 a n s は、当社からの投融資資金の全額を新規出店資金(平成29年4月期:32,000千円、平成30年4月期:48,000千円)に充当する予定であり、具体的な充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	70,000	59,500,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	70,000	59,500,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（850円）で算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 3月29日(火) 至 平成28年 4月1日(金)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成28年3月28日）に決定する予定であります。
 3. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
 4. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
 5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集に伴い、その需要状況を勘案し、70,000株を上限として、本募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成28年4月20日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成28年4月20日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年3月28日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年3月2日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 70,000株
(2)	払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成28年4月25日（月）

（注）1．払込金額は、本募集による新株式発行及び自己株式の処分における払込金額（会社法上の払込金額）と同一といたします。

2．割当価格は、1株につき本募集における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とし、平成28年3月28日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集に関し、貸株人かつ当社役員である濱村聖一、当社役員である柿内和徳、川瀬太志、大津和行、中山史章、西野敦雄、金子義仁、荻原俊彦、山本泰功、赤井厚雄及び坂田真吾、当社株主である株式会社安成工務店、東新住建株式会社、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会、株式会社関西トラスト、山本嘉人、大田康之、塩崎健太、福島宏人、株式会社リアルウッド、三好修、鶴飼達郎、加藤尊彦、高橋誠一、安成信次、北島英雅、富吉範明、株式会社ネイブレイン、古原克也、株式会社水落建設、藤本修、木村弘恵、ミリーヴ株式会社、株式会社宇佐美工業、本木寛幸、株式会社ケイアイホールディングス、株式会社クラスコ、株式会社三好不動産、英重機工業株式会社、株式会社ナラムラ、株式会社フォレスト・オオモリ、株式会社平井クレーン興業、株式会社伊藤土建、仲山真吾、株式会社エヌ・ピー・エス、株式会社新栄クリエイト、有限会社田口本店、株式会社BESS群馬、株式会社ロジック、株式会社玉井道路、株式会社ワイテック、大山康弘、山本直人、工藤英寿、堀田誠、岡山茂弘、濱村雅彦、有限会社ウイングスコンサルティング及びその他32名（普通株式71,000株、新株予約権26,500株）、当社新株予約権者である佐々田美保、本木聖子及びその他12名（16,200株）は、SMB C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年10月1日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を約束しております。

当社株主である大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合、大分ベンチャーキャピタル株式会社は、主幹事会社に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成28年7月3日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年10月1日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期
決算年月		平成26年4月	平成27年4月
売上高	(千円)	2,677,091	2,686,529
経常利益	(千円)	224,663	98,986
当期純利益	(千円)	127,930	47,552
包括利益	(千円)	127,930	47,552
純資産額	(千円)	238,552	314,604
総資産額	(千円)	881,071	985,009
1株当たり純資産額	(円)	168.47	173.34
1株当たり当期純利益金額	(円)	90.35	30.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	87.47	29.86
自己資本比率	(%)	27.1	31.9
自己資本利益率	(%)	73.3	17.2
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	201,817	△18,779
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△37,387	△17,163
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	50,139	67,226
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	499,378	530,691
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	70 〔—〕	86 〔14〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり当期純利益金額については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。また、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、普通株式増加数に含めておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 第10期及び第11期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- 第10期の平均臨時雇用人員数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、平成27年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。
- 平成27年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月
売上高 (千円)	1,398,151	1,915,086	2,343,826	2,665,249	2,645,702
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△113,426	25,523	123,488	257,752	88,094
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△114,861	22,917	124,752	161,454	37,106
資本金 (千円)	179,052	238,677	238,677	100,000	114,250
発行済株式総数					
普通株式 (株)	5,685	6,015	6,015	6,015	1,602,000
甲種類株式	600	1,065	1,065	1,065	213,000
純資産額 (千円)	△142,207	△39	124,713	286,167	351,774
総資産額 (千円)	284,948	432,805	685,681	924,845	1,006,458
1株当たり純資産額 (円)	△22,626.46	△5.59	17,614.85	202.10	193.82
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△18,275.52	3,438.96	17,620.44	114.02	24.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	3,344.72	17,060.20	110.40	23.30
自己資本比率 (%)	△49.9	△0.0	18.2	30.9	35.0
自己資本利益率 (%)	—	—	200.1	78.6	11.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	54	56	56	70	78
[外、平均臨時雇用人員]	[—]	[—]	[—]	[—]	[14]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。また、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、普通株式増加数に含めておりません。
- 第7期の自己資本利益率については、当期純損失であり、かつ期中平均自己資本がマイナスのため、記載しておりません。また、第8期の自己資本利益率については、期中平均自己資本がマイナスのため、記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、監査を受けておりません。
- 第7期、第8期、第9期及び第10期の平均臨時雇用人員数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

8. 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、平成27年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。
9. 平成27年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 上記9. のとおり、当社は平成27年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第7期、第8期及び第9期の数値については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月
1株当たり純資産額 (円)	△113.13	△0.03	88.07	202.10	193.82
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△91.38	17.19	88.10	114.02	24.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	16.72	85.30	110.40	23.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、資産価値を維持するための高性能住宅商品の企画開発、住消費者のリスクを最小化するための住宅不動産取引の見える化による資産価値の維持向上を理念に掲げ、日本エル・シー・エーグループから13名が独立し、創業しました。

会社創業時から現在に至る主な変遷は、次のとおりです。

年月	概要
平成17年3月	東京品川区東五反田四丁目にて創業（資本金2,400万円）
平成17年5月	「戸建賃貸ユニキューブ」パッケージをリリース
平成18年3月	ユニキューブサプライヤーズクラブ創設
平成18年5月	エコ断熱工法「デコスドライ」パッケージをリリース
平成18年7月	不動産会社向けASPシステム「ハイアープロ」をリリース
平成18年8月	本社を東京都港区白金台四丁目に移転
平成19年3月	不動産コンサルティングの質を高める「ハイアークラブ」創設
平成19年5月	エコ型地盤改良工法「ハイスピード」パッケージをリリース
平成19年6月	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエと社員向け住宅提供サービスで業務提携
平成20年7月	エコ型地盤改良工法「ハイスピード」事業の事業譲渡を受ける
平成20年8月	住宅会社向けASPシステム「ハイアーフP」をリリース、同時に住宅購入相談の「リライフクラブ」を創設
平成21年6月	「HyAS View」創刊号 発刊
平成21年7月	戸建賃貸系のクラブを統合し「ウィルスタイルサプライヤーズクラブ」を創設
平成21年9月	デザイナーズ注文住宅パッケージ「R+house」をリリース
平成23年1月	断熱基礎「タイト・モールド」パッケージをリリース
平成23年6月	工務店業界向け生産性向上支援ツール「ビルド・マスター・サービス」をリリース
平成24年5月	本社を東京都港区白金台四丁目から東京都港区白金台三丁目に移転 不動産流通支援システム「エージェント・マスター・サービス」をリリース
平成25年1月	株式会社 a n s 設立（現 連結子会社）
平成25年6月	当社のシンクタンク機能として「ハイアス総研」プロジェクトを発足 「ハイアープロ」をバージョンアップし「マイハイアー」をリリース
平成26年4月	断熱改修リフォームパッケージ「ハウス・イン・ハウス」をリリース
平成26年6月	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会設立（現 連結子会社）
平成26年7月	不動産ショップ「トチスマ」をリリース 住宅会社向け原価管理システム「CMS」をリリース
平成26年11月	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会（現 連結子会社）より環境配慮型地盤保証「B I O S」をリリース
平成27年6月	デザイナーズ規格住宅パッケージ「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット」をリリース

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社 a n s 及び一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会の合計3社（以下、「当社グループ」）で構成されており、住関連産業（建築・土木・不動産）に特化した「業種特化型」ソリューション提供等のコンサルティングを展開しております。

当社では、地域の中小企業（建設業者、工務店、不動産仲介業者など）を会員組織としてネットワーク化を図っており、これらの会員企業に対して、住関連産業における具体的かつ先進的なビジネスモデルや情報技術を応用した経営効率化手法を、事業提携先との協力を通じて企画・開発・パッケージ化し提案、提供を行っております。

当社のサービス内容としては、会員企業が置かれている状況に応じて、業態転換の必要性をもつ企業を対象とした「ビジネスモデルパッケージ（注）」と経営（事業）におけるプロセスや機能に対する効率化のソリューションを提供する「経営効率化パッケージ」を展開しております。

また、株式会社 a n s においては、熊本県内に実店舗を構え、住宅取得希望者向けに住宅購入相談窓口等を行っており、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会においては、地盤保証サービス等を行っております。

なお、当社グループの役割分担は、次のとおりです。当社グループは、住関連産業に特化したソリューション提供等のコンサルティング事業の単一セグメントであるため、事業・サービス別に記載しております。

事業・サービスの名称	主な事業・サービスの主な内容	会社名
ビジネスモデルパッケージ	会員企業に対する事業ノウハウ・システム・サービスの提供	当社
経営効率化パッケージ	経営活動全般における効率化ソリューションの提供	当社
その他	「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」以外のソリューション等の提供、WEBでの住宅取得希望者等に対する住宅購入相談、商品開発・シンクタンク機能	当社
	実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅購入相談	株式会社 a n s
	地盤保証サービスその他住宅不動産の資産価値を保全するサービスの提供	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会

（注）ビジネスモデルパッケージ：

住宅建築や工事に必要な事業ノウハウ（エンドユーザーの発掘やフォローアップ等の営業ノウハウ、商品の規格や仕様、設計・施工ノウハウ等）をマニュアル等の形式知（属人的ではなく可視化され一定のトレーニングで実現可能なもの）にまとめあげ、さらに継続的な情報提供（会員専用WEBサイト）やトレーニングの仕組み、オプションサービス（販促支援セミナーや営業同行等）、営業ツールやローコストでの建築部材供給の仕組み等が一体となったものであります。

当社グループの各事業・サービスの具体的な内容は、次のとおりです。

a. ビジネスモデルパッケージ

「ビジネスモデルパッケージ」とは、工法提供をパッケージ化した「工法事業モデル」、住宅新築や増改築に必要な事業ノウハウを企画・開発・パッケージ化し提供する「住宅事業モデル」、不動産売買に必要なノウハウを企画・開発・パッケージ化した「不動産事業モデル」に分類され、業態転換の必要性をもつ企業を主な対象顧客としております。

具体的な例では、公共工事への依存率が高く、市場の縮小に伴って厳しい経営環境に直面すると考えられる企業、更なる事業拡大を模索されている企業を主な対象としたサービスで構成されております。

当社が提供するものは、事業ノウハウ・システム・サービスであり、実際の営業や施工は当社の顧客である地域の工務店や専門工務会社がこの「ビジネスモデルパッケージ」に基づき行います。

なお、当社が提供している、主な「ビジネスモデルパッケージ」は、以下のとおりです。

モデル名	サービス名	内容
工法事業モデル	ハイスピード工法	砕石のみを使用した地盤改良工法をパッケージ化したもの。通常の地盤改良工事と異なり、有害物質の発生リスクがなく液状化対策としても有効。
	タイト・モールド工法	基礎工事を一体打ちで行う工法をパッケージ化したもの。 断熱型枠（型枠自体が断熱材）であることから、建物全体の断熱性能が向上。
	デコスドライ工法	新聞紙をリサイクルしたセルロースファイバー断熱材を利用した断熱工法をパッケージ化したもの。 断熱・調湿・防音機能を備え、壁体内無結露を20年保証。
住宅事業モデル	R+house	合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したもの。
	アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット	R+houseでは対象外とせざるを得なかった予算1,500万円以下の購買層に対応した高気密高断熱住宅で、建築家がデザインした大量のプラン集からエンドユーザーとプランを選択していく「規格住宅」パッケージ。
	ウィルスタイルシリーズ	狭小地に建築が可能な戸建タイプの賃貸住宅をパッケージ化したもの。
	ハウス・イン・ハウス	オリジナル断熱パネルの開発により、非破壊・短工期・価格明示を実現した戸建断熱リフォーム事業をパッケージ化したもの。
不動産事業モデル	トチスマ	土地探しと住宅建設会社選びを中立的な立場から支援する不動産売買仲介サービスをパッケージ化したもの。

b. 経営効率化パッケージ

「経営効率化パッケージ」とは、営業活動プロセスの効率化（集客や歩留まりの改善）や社員教育の効率化、顧客管理や原価管理等の効率化といった、経営（事業）におけるプロセスや機能に対する効率化のソリューションを必要とする企業を主な対象としたサービスで構成されております。

ノウハウ提供だけでなく、ノウハウを情報システムによる具体的なツールとして提供し、その活用を支援する教育プログラムを組み合わせたサービスであります。

なお、当社が提供している、主な「経営効率化パッケージ」は、以下のとおりです。

ツール名	サービス名	内容
意思決定支援ツール	ハイアークラブ	資産活用相談用ツール等。 保有不動産の相続、有効利用、売却または資産の組替え等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。
	リライフクラブ	住宅購入相談用ツール等。 住宅ローンの組み方、返し方、住宅関連の税金等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。
営業支援ツール	エージェント・マスター・サービス（AMS）	各地域における物件・土地情報を網羅的に収集し、提供するシステム。 土地情報を視覚的に確認でき、地域の最新の売物件情報を把握することが可能。
	ビルド・マスター・サービス（BMS）	長期優良住宅対応の情報共有型住宅履歴保存システム。 図面、メンテナンス履歴等の住宅履歴を一元管理。
	コスト・マネジメント・サービス（CMS）	営業見積の作成から原価管理、キャッシュ・フローの管理まで建設業におけるコスト管理を一元的に行うシステム。

c. その他

当社グループでは、「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」以外にも、広く経営上の問題を解決するための経営支援ソリューションの提供も行っております。また、一般消費者向けに、WEBサイト及び住宅購入相談窓口店舗である「a n s」（現在は熊本県で2店舗を運営）を通じて、住宅購入に必要な情報を第三者的な立場から提供するなど、住宅購入支援を行っているほか、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会において、地盤保証サービスその他住宅不動産の資産価値を保全するサービスの提供を行っております。

また、一般消費者、業界・事業者の直面する課題を抽出し、双方にとってメリットが享受される解決策の調査・研究を通じてビジネスモデルを確立することを目的としたシンクタンク機能も有しております。

当社グループの特徴は、次のとおりです。

[ビジネスモデルの特徴]

当社グループでは、顧客（会員企業）からの依頼に基づいた「診断・提案・助言・研修」だけではなく、業種特化・会員組織化といった特徴と、サービスを企画・開発・パッケージ化する謂わば「プラットフォーム」機能を有することから、ビジネスモデルや経営効率化システムのように具体的な「ソリューション」を提供し、また幅広いバリエーションのサービス（地盤改良・基礎断熱・断熱工事・高性能住宅・断熱リフォーム・戸建賃貸・住宅購入相談・相続相談等）を展開できることが特徴となっております。

また、日本全国に会員企業を保有し、常に最新の業界情報を取得できることから、新たなサービスに対するニーズ及びシーズ情報の収集が可能となり、さらに新商材に関するテストマーケティングを兼ねた検証や成功事例の共有を、会員組織を活用して行えることで商品開発力、商品改良力を担保できることも大きな特徴と考えております。

[会員組織等の特徴]

当社グループの顧客（会員企業）は、各地の地場の工務店や不動産会社、建設会社及び一般消費者であります。現在有料での取引先会員企業数は1,197社（平成28年1月31日現在）となっております。当社グループの会員組織等の特徴は以下のとおりです。

有料会員の他に、当社が展開する地盤改良工法を推奨し、安全な家づくりのための情報等を提供する工務店登録サイト「地盤.jp」への登録企業（登録料無料）数が2,236社（平成28年1月31日現在）あります。これら登録企業は地盤改良や基礎断熱工法会員企業の顧客候補先であり、当社グループにとっても地域工務店向け有料サービスの会員企業候補となっております。

さらに、会員企業間での取引関係も考えられ相乗効果が期待できます。例えば、高性能住宅を扱う会員や「地盤.jp」登録企業である地域工務店は地盤改良工法や基礎断熱工法を扱う会員企業の顧客となり、住宅相談窓口等の一般消費者向け事業における紹介先になります。

このほかに、広く業界への提言や最新情報を当社情報誌（「HyAS View」）を通じて約12,000社（平成28年1月31日現在）に提供しており、有料会員・無料会員・継続的な情報誌購読先が当社グループにとっての顧客（見込客）候補であり、継続的に商品・サービスを提供していく相手先になると考えております。

[収益構造の特徴]

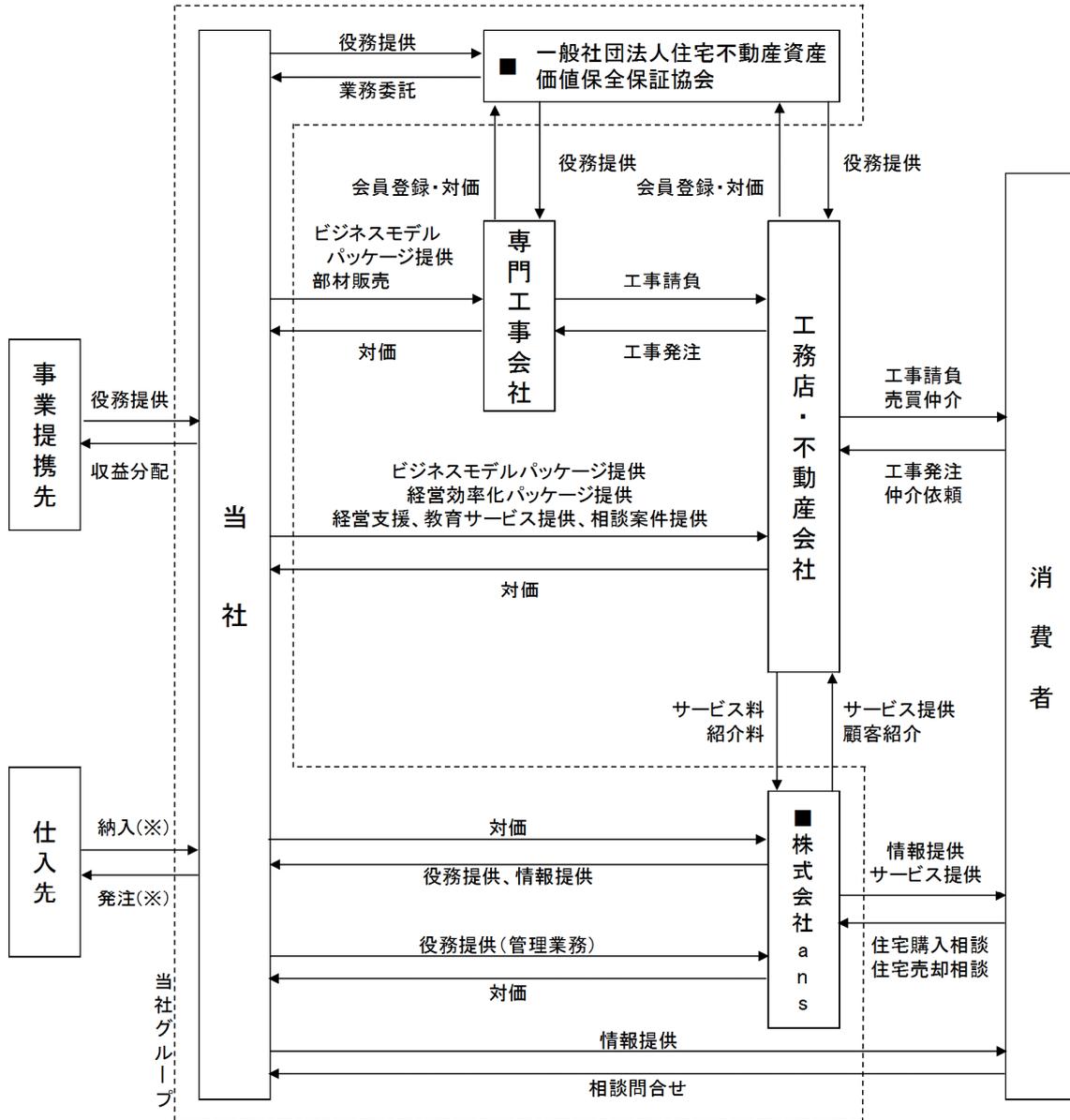
当社グループにおける収益項目は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ」並びに「設計料・保証料等」（以下「ロイヤルティ」と「設計料・保証料等」を併せ、「ロイヤルティ等」という）に大別されます。

従来型コンサルティング事業におけるコンサルティングフィーに近い性格をもつ「会費」と収益とサービス提供先の業績改善に対する成果報酬フィーと近い性格をもつ「ロイヤルティ等」に加え、サービス導入時に生じる「初期導入フィー」が得られることで、従来のコンサルティング事業に対して、収益項目を充実させているのが特徴となります。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。

なお、当社グループは住関連産業に特化したソリューション提供等のコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

<事業系統図>



※専門工事会社向けのハイスピード工法専用施工機、デコスドライ工法セルロースファイバー断熱材等
 ■印は連結子会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は(被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 a n s	東京都港区	20,000	消費者向け住宅取得支援等	100.0	役務提供、情報提供 建物、設備等の賃貸 資金援助 役員の兼任あり 出向契約による出向 管理業務受託
一般社団法人住宅不動産 資産価値保全保証協会 (注) 1	東京都港区	—	地盤保証サービスその他 住宅不動産の資産価値を 保全するサービスの提供	—	役務提供 資金援助 役員の兼任あり 管理業務受託

(注) 1. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当する会社はありません。

5 【従業員の状況】

当社グループは単一セグメントであるため、従業員数を部門別に示すと次のとおりであります。

(1) 連結会社の状況

平成28年1月31日現在

部門等の名称	従業員数（名）
営業部門	31 （－）
事業開発部門	39 （15）
全社（共通）	11 （4）
合計	81 （19）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年1月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
73 （18）	34.3	3.1	5,576,033

部門等の名称	従業員数（名）
営業部門	31 （－）
事業開発部門	31 （14）
全社（共通）	11 （4）
合計	73 （18）

- (注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第11期連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税の影響により個人消費の停滞が続く状況にあるものの、政府の経済対策や日銀の金融緩和策により円安・株高が進み、企業収益及び雇用情勢が改善されるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、住宅ローン減税制度の拡充やすまい給付金制度が施行されたものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減及び増税後の消費者マインドの低下などにより、新設住宅着工戸数は前期比10.5%減の88万戸（出所：国土交通省「平成27年4月の住宅着工の動向について」より算出）と、厳しい市場環境で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、個人最大の資産である「住宅」の資産価値を守る方法を創造して住宅不動産業界のイノベーションを先導すべく、先進的なビジネスモデルと経営効率化手法の調査・開発から導入・教育までの「プラットフォーム」を提供してまいりました。当連結会計年度は、今後のリフォーム市場の拡大を見据え、前連結会計年度にて一次募集を行った、断熱リフォームの「ハウス・イン・ハウス」について、平成26年10月より一般募集を開始したほか、平成26年11月には環境に配慮した、セメントゼロのオーガニック地盤保証「B I O S」の取扱いを開始するなど、サービスに厚みを加えてまいりました。また商品力強化を進めると同時に、ソリューション提案型コンサルティング会社として、会員企業の安定化を図るため、商品導入による成功事例のフィードバックやヘルプデスクを充実させる取り組みを推進し、経営支援品質の向上に努めております。その結果、会員企業数は過去最大となり、売上高は過去最高を更新しました。一方、将来の成長に向けた人材の獲得や新商品開発などの先行投資を積極的に実施したことにより、販売費及び一般管理費は増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,686百万円（前期比0.4%増）、営業利益は93百万円（前期比53.7%減）、経常利益は98百万円（前期比55.9%減）、当期純利益は47百万円（前期比62.8%減）となりました。

当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。売上区分別の状況は、次のとおりであります。

（ビジネスモデルパッケージ）

ビジネスモデルパッケージにつきましては、高性能デザイナーズ住宅「R+house」において成功報酬型収入（ロイヤリティ等）が増加したほか、断熱リフォーム「ハウス・イン・ハウス」の一般募集を開始した一方、消費税増税に伴う住宅市場の回復の遅れにより、環境対応型地盤改良工法「ハイスピード工法」が減少し、売上高は2,137百万円（前期比3.1%減）となりました。

（経営効率化パッケージ）

経営効率化パッケージにつきましては、住宅資金相談支援の「ライフクラブ」が増加したほか、相続市場のビジネス活性化の追い風に乗じ、資産活用相談の「ハイアークラブ」が堅調に推移し、売上高は486百万円（前期比8.1%増）となりました。

（その他）

その他につきましては、株式会社 a n s における住宅購入相談窓口事業の伸長及びセメントゼロのオーガニック地盤保証「B I O S」の提供開始により、売上高は62百万円（前期比189.6%増）となりました。

第12期第2四半期連結累計期間（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴って設備投資も持ち直し、雇用・所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、10月において、前年同月に大規模物件の着工が多くあったことから新設住宅着工戸数が8ヶ月ぶりに前年同月を下回ったものの、持家については6ヶ月連続で前年同月を上回るなど、全体としては持ち直しの傾向が続いております（出所：国土交通省「平成27年10月の住宅着工の動向について」）。

このような状況の中、当社グループは、ソリューション提案型コンサルティング会社として住宅不動産業界のイノベーションを先導すべく、先進的なビジネスモデルと経営効率化手法の調査・開発から導入・教育までのプラットフォームを提供してまいりました。平成27年6月には総体的に低下している住宅購買力に対応するため「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット」の一次募集を開始したほか、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化に向けて、住宅不動産の仲介事業の生産性向上を支援する「トチスマ」のサービス品質向上を図ってまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は1,588百万円、営業利益は162百万円、経常利益は164百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は102百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第11期連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の減少18百万円、投資活動による資金の減少17百万円、財務活動による資金の増加67百万円により、前連結会計年度末に比べ合計31百万円増加しました。この結果、当連結会計年度末の資金は530百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動による資金の減少は、18百万円（前連結会計年度は201百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前当期純利益89百万円の計上があった一方、法人税等の支払額133百万円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動による資金の減少は、17百万円（前連結会計年度は37百万円の減少）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出9百万円及び無形固定資産の取得による支出12百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動による資金の増加は、67百万円（前連結会計年度は50百万円の増加）となりました。これは、主に長期借入れによる収入100百万円によるものです。

第12期第2四半期連結累計期間（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の増加197百万円、投資活動による資金の減少7百万円、財務活動による資金の減少50百万円により、前連結会計年度末に比べ合計138百万円増加しました。この結果、当第2四半期連結会計期間末の資金は669百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において営業活動による資金の増加は、197百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益164百万円の計上、仕入債務の増加48百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において投資活動による資金の減少は、7百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出3百万円及び無形固定資産の取得による支出3百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において財務活動による資金の減少は、50百万円となりました。これは主に短期借入金の減少16百万円、長期借入金の返済による支出33百万円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループの事業については、提供する主要なサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第11期連結会計年度及び第12期第2四半期連結累計期間における販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	第11期連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)	前年同期比 (%)	第12期第2四半期 連結累計期間 (自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日)
ビジネスモデルパッケージ (千円)	2,137,337	96.9	1,284,690
経営効率化パッケージ (千円)	486,486	108.1	242,665
その他 (千円)	62,705	289.6	60,834
合計 (千円)	2,686,529	100.4	1,588,190

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(1) 持続的成長のための事業基盤の強化

当社グループは地域工務店・建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の増大、会員企業の施工件数に連動する設計・ロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を拡大させてまいりました。今後も持続的な成長を図るべく、既存会員企業への支援体制をさらに強化し、その成果創出（施工件数の増加）によるロイヤルティ等の成功報酬型収入の獲得に取り組んでまいります。同時に会員企業の業容拡大や顧客満足度の向上を通じて、既存会員への新規パッケージ及び関連パッケージの追加導入を図ります。

「経営効率化パッケージ」においても、同様に引き続き安定的な収益基盤を確保するため新規会員の獲得、サービスの充実と顧客満足度向上による既存会員の歩留り改善を図り、会員企業の成果創出支援に力を注いでまいります。

(2) 新商品・サービスの展開

多様化・高度化するニーズに応えるため、当社グループは常に新しい商品・サービスを提供することを検討し、実現しております。今後も既存サービスの充実に加えて、新規サービスや関連分野への展開を図ることで、既存会員企業への付加価値の提供、新規会員の獲得を図り、収益基盤の多様化と充実を図ってまいります。

また、広告宣伝活動を通じて当社グループのブランド価値向上を図り、新規会員の獲得及びロイヤルティ等の増大に結び付けてまいります。

(3) 各商品・サービス、会員企業間の相乗効果による収益性の向上

当社が提供している「ビジネスモデルパッケージ」や「経営効率化パッケージ」は、それぞれが会員組織を構成しているだけでなく、相乗効果を発揮して収益を上げることが志向しております。例えば、「ビジネスモデルパッケージ」のうち「住宅事業モデル」を導入している地域工務店は、「（地盤改良や基礎断熱等の）工法事業モデル」を導入している専門工事会社の対象顧客であります。したがって、当社グループにおける「工法事業モデル」導入企業への支援が「住宅事業モデル」導入企業の顧客開拓に寄与することになり、会員企業同士が連携してこれら「工法事業モデル」の工法採用拡充を図っていくことも可能です。

また例えば、全国の地域工務店登録サイト「地盤.jp」では、環境や「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」にも配慮した地域工務店の組織化を進めており、「工法事業モデル」導入企業の顧客候補として、また当社グループの「住宅事業モデル」見込先候補として2,236社（平成28年1月31日現在）の企業が登録されております。当社グループは既存会員企業と共同で、成果創出と登録先の深耕を進めております。

このように、当社グループの会員基盤を最大限に活用し、これらを有機的に結びつけて、より効果的・効率的なマーケティング活動を行う他、会員企業支援による成果創出と顧客満足度向上を図り、より収益性を高めていく方針であります。

(4) 業界の「シンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能の強化

当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行い、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を強化してまいります。このことにより業界内でのポジションを確立し、企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しており、今後、人材の育成、人員の増強及び内部管理体制のより一層の充実を図ります。

また、当社グループは住宅取得希望者より個別相談を受ける際、取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。また、業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

a. 景気、金利及び住宅市場の動向等の外部環境による影響

当社グループは主に住宅不動産業界に属する企業を顧客としているため、住宅の建設動向、消費税やその他不動産に係る税制の改正、国内の人口減少等の影響を受ける可能性があります。そのため、住宅購入意欲の低減、住宅ローン金利の上昇、住宅着工棟数の縮小等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 法的規制

当社グループでは、当社子会社である株式会社 a n s において宅地建物の取引に関わることから、「宅地建物取引業法」の法的規制を受けております。また、当社グループにおいては、個人情報の取得を行っており、電子メールにてメールマガジンの配信を行っているため、「個人情報の保護に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の法的規制もを受けております。当社グループはこれらの法令の遵守を徹底し事業運営を行っておりますが、万一法令違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更等がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. サービスの陳腐化

当社グループは「経営効率化パッケージ」において、営業活動プロセスの効率化や社員教育の効率化、顧客管理、原価管理の効率化といった経営（事業）におけるプロセスや機能に対するソリューションを提供しております。また、「ビジネスモデルパッケージ」においては、住宅建築や工事に必要な事業ノウハウや継続的な情報提供及びトレーニングの仕組み、営業支援等のオプションサービス、ローコストでの建築部材供給等を行っております。しかしながら、IT分野や住宅・建設業界における技術動向及び経営環境の変化に対応して、日々新たな商品やサービスの開発・提供が行われていることから、当社グループは常に顧客企業にとって競合他社よりも有益な価値を提供する必要があります。

当社グループでは、顧客企業のニーズに対応するため、常に新たな技術及びサービス等に係るノウハウの導入を図り、蓄積したノウハウの活用と併せてサービス機能の強化及び拡充を進めております。しかしながら、何らかの要因により、当社グループが保有しているサービス及びノウハウ等が陳腐化した場合や、変化に対する十分な対応が困難となった場合、顧客企業のニーズの的確な把握が困難となった場合、取引先や関係者の方針が変化した場合、またこれら要因により商品やサービスの開発の遅延があった場合等においては、顧客企業に対する当社グループサービスの訴求力低下や導入が進まない等の理由により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 情報の漏洩

当社子会社である株式会社 a n s において、住宅取得希望の個人より相談を受ける場合があります。取り扱う個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の対象となります。また、当社の業務の性質上、顧客企業の機密情報も扱っていることから、当社においては「プライバシーマーク制度（注1）」、株式会社 a n s においては「JAPHIC（ジャフィック）マーク制度（注2）」の認定を取得する等、情報の管理には万全を期した体制の強化に努めております。万が一これらの情報の漏洩や不正使用などがあった場合、損害賠償、社会的信用の失墜及び顧客企業との取引停止等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（注1） プライバシーマーク制度とは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が行う日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備する事業者等として認定する制度のことで、認定された事業者には「プライバシーマーク（Pマーク）」の使用が認められます。

（注2） JAPHIC（ジャフィック）マーク制度は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき作られた「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（平成16年10月22日厚生労働省・経済産業省告示第4号）（いわゆる「経済産業分野ガイドライン」）に準拠して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し運用している事業者を認定して、その旨を示すJAPHICマークを付与し、事業活動に関してJAPHICマークの使用を認める制度となっております。

e. 知的財産権

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないように努めておりますが、係る知的財産権の侵害が生じてしまう可能性は否定できず、万が一知的財産権を侵害してしまった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは自社の知的財産権保全のために社内管理体制を強化しており、主要な商品サービス名については商標登録済か商標登録申請中であります。今後、知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決のため多くの労力が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

f. システム障害について

当社グループは、コンピュータシステムの管理に細心の注意を払い、システム障害のトラブルが発生することが無いよう運営に当たっており、万一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えております。しかしながら、大規模なプログラムの不良が発生した場合や、当該地域において当社グループの想定を上回る大地震、台風等の自然災害や事故、火災等が発生し、開発業務やシステム整備等に重大な被害が発生した場合及びその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じることにより、顧客との信頼関係に悪影響を及ぼし、賠償責任の発生等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

g. 訴訟発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス体制を整備し、役職員に対して法令遵守を徹底させることで法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、顧客企業や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

a. 事業提携先との関係等

当社グループが顧客へ提供している「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」等の各種パッケージは、当社と事業提携先との共同開発及び共同運営にて提供しており、事業展開上の重要な契約については「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。

これらの事業提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、事業提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合等においては、会員企業への各種パッケージの提供等に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 事業の収益構造について

イ. 初期導入フィーについて

当社グループにおける主な収益構造は、会員企業へのサービス導入時に生じる「初期導入フィー」、毎月生じる「会費」、及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ等」により構成されております。このうち、新規会員（一部既存会員）からの収入である「初期導入フィー」の売上高及び売上総利益における構成比率はそれぞれ以下のとおりとなっております。

	初期導入フィー 構成比		
	平成26年4月期	平成27年4月期	平成28年4月期 第2四半期連結 累計期間
売上高に占める割合	24.8%	24.3%	26.8%
売上総利益に占める割合	37.1%	35.4%	38.2%

会員企業数が増加していくことで、「会費」、「ロイヤルティ等」などの安定的収益の構成比率が高まり、「初期導入フィー」が当社業績に与える影響は徐々に低下することを見込んでおりますが、現時点において初期導入フィーは、売上高及び売上総利益において一定の比率を占めていることに変わりはなく、新規会員獲得等が想定どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. ロイヤルティ等について

導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ等」は、会員企業である専門工事会社、工務店及び不動産会社等における受注状況、エンドユーザーとの契約状況等に左右される性質があります。

当社においては、会員企業に対するセミナー、研修会の開催や営業支援等を行うことで会員企業の受注・契約獲得のサポート等も行っておりますが、会員企業の受注状況や経営環境等に不測の事態等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 特定パッケージへの依存

当社グループは多様なサービスをパッケージ化して提供しておりますが、特にビジネスモデルパッケージの「ハイスピード工法」（事業提携先：ハイスピードコーポレーション株式会社）及び「R+house」（事業提携先：株式会社アンビエントホールディングス）については、以下の表に記載のとおり、売上高全体に占める割合が高くなっております（初期導入フィー、会費、ロイヤルティ等すべての売上高の合計割合）。

提出日現在において上記事業提携先との関係性は良好であります。これらの事業提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、事業提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合等においては、会員企業への各種パッケージの提供等に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

	売上高構成比		
	平成26年4月期	平成27年4月期	平成28年4月期 第2四半期連結 累計期間
ハイスピード工法	37.1%	26.4%	19.4%
R+house	30.6%	36.3%	41.1%
その他	32.3%	37.3%	39.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

今後は「ハウス・イン・ハウス」等の新しいパッケージを継続的に開発、提供をすることによる商材ラインナップの拡充により、「ハイスピード工法」及び「R+house」への依存度は徐々に低下していくことを見込んでおりますが、現時点におきましては、「ハイスピード工法」及び「R+house」の依存度が高いことには変わりはなく、不測の事態等により、「ハイスピード工法」及び「R+house」の新規会員企業獲得や会員企業の受注状況等に影響が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

a. 特定人物への依存

代表取締役社長である濱村聖一は、当社創業以来、最高経営責任者として経営方針や戦略の決定をはじめ、また業界内に持つ幅広い人脈によるアライアンスパートナーとの関係構築等、当社グループの事業活動上重要な役割を果たしております。

当社グループでは、過度に特定の役員に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、現時点で何らかの事由で濱村聖一が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 小規模組織

当社グループは、従業員81名、取締役8名、監査役3名（平成28年1月31日現在）と小規模組織であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。当社グループは重要ポストへの人材登用、業務内容に応じた適切な人材配置を行っており、現時点の規模においては、適切かつ組織的な対応に適した人員であると考えております。また、今後は事業の拡大に合わせて、人材の育成、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。

しかしながら、何らかの事情により相当数の従業員が短期間のうちに退職する場合や、人材の確保、育成が予定どおり進まない場合には、業務運営の効率性が低下する恐れがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 人材の獲得及び育成

当社グループが今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには優秀な人材の確保が重要課題となっております。こうした人材の確保が計画どおりに進まなかった場合、育成が計画どおりに進まず、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、競争力の低下や事業の拡大の制約要因が生じる可能性があります。この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

a. 自然災害等による影響

当社、会員企業及び事業提携先が、地震、津波、台風等の自然災害や、事故、火災等による人的・物的な被害を受けた場合、あるいはそれらの自然災害等の影響で正常な事業活動が阻害された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権の目的である株式の数は351,600株であり、当社発行済株式総数1,861,500株の18.9%に相当しております。これら新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、当社の株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

c. 資金使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、現時点では、新商材の開発費用、既存商材のバージョンアップ、株式会社ansにおける新規出店その他広告宣伝費等に充当することを計画しております。しかしながら、当社グループの事業の特性上、当社グループの事業環境や経営環境は急速に変化する可能性があるため、計画に沿って使用されたとしても想定どおりの投資効果を得られない可能性もあります。

d. 配当政策について

当社グループは将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化も重要な経営目標と考えており、創業以来平成27年4月期まで無配当としてまいりました。しかしながら、株主に対する利益還元は重要な経営目標と認識しており、今後は内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。ただし、現時点では今後における配当実施の可能性及びその実施の時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 事業提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	事業・サービスの名称	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	平成18年1月31日	平成18年2月1日～平成21年1月31日 以降1年毎の更新	ウィルスタイル事業における業務提携
当社	ハイスピードコーポレーション株式会社	愛媛県松山市	ビジネスモデルパッケージ	平成20年7月1日	平成20年7月1日～平成21年6月30日 以降1年毎の更新	HySPEED工法に関する業務委託契約（注）1
当社	株式会社アンビエントホールディングス（注）2	東京都港区	ビジネスモデルパッケージ	平成21年7月29日	平成21年7月29日～平成22年7月28日 以降1年毎の更新	R+houseに関する業務提携契約
当社	司コーポレーション株式会社	群馬県沼田市	ビジネスモデルパッケージ	平成23年1月9日	平成22年12月20日～平成25年12月19日 以降1年毎の更新	タイト・モールド事業に関する業務提携契約
当社	アクロスインダストリー株式会社	東京都中央区	経営効率化パッケージ	平成23年4月1日	平成23年4月1日～平成25年3月31日 以降1年毎の更新	ビルド・マスター・サービスに関する業務提携契約
当社	株式会社日本ML S開発（注）3	福岡市博多区	経営効率化パッケージ	平成23年4月26日	平成23年4月1日～平成25年3月31日 以降1年毎の更新	エージェント・マスター・サービスに関する業務提携契約
当社	株式会社デコス	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	平成24年7月26日	平成24年7月26日～平成27年7月25日 以降1年毎の更新	デコスドライ工法に関する業務提携契約
当社	株式会社アンビエントホールディングス 株式会社ハウス・イン・ハウス	東京都港区 香川県高松市	ビジネスモデルパッケージ	平成26年4月10日	平成26年4月10日～平成27年4月9日 以降1年毎の更新	ハウス・イン・ハウスに関する業務提携契約
当社	株式会社ネイブレイン	愛知県岡崎市	ビジネスモデルパッケージ	平成26年7月11日	平成26年7月11日～平成27年7月10日 以降1年毎の更新	トチスマ・ショップ事業に関する業務提携
当社	株式会社アンビエントホールディングス	東京都港区	ビジネスモデルパッケージ	平成27年6月8日	平成27年6月8日～平成28年6月7日 以降1年毎の更新	アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケットに関する業務提携契約

- （注）1. HySPEED工法の特許権に関して、当社に対して独占的通常実施権を設定する合意書を、平成25年2月7日に締結しております。
2. 契約締結時における相手先の名称は「株式会社アンビエントホームネットワーク」でありましたが、同社グループの組織再編に伴い、株式会社アンビエントホールディングスに地位承継されております。
3. 契約締結時における相手先の名称は「株式会社大好産業」でありましたが、同社グループの組織再編に伴い、株式会社日本ML S開発に地位承継されております。

(2) 販売代理契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	事業・サービスの名称	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	平成18年4月13日	平成18年4月13日～平成19年4月12日 以降1年毎の更新	ウィルスタイル事業における業務提携

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第11期連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

（資産）

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ103百万円増加し、985百万円となりました。その主な要因は、借入による現金及び預金の増加31百万円、受取手形及び売掛金の増加57百万円、流動資産の「その他」の増加16百万円によるものです。

（負債）

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ27百万円増加し、670百万円となりました。その主な要因は、未払法人税等の減少85百万円の方、買掛金の増加45百万円、有利子負債の増加44百万円、未払金の増加25百万円によるものです。

（純資産）

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ76百万円増加し、314百万円となりました。その要因は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加47百万円、新株の発行による資本金の増加14百万円及び資本剰余金の増加14百万円によるものです。

第12期第2四半期連結累計期間（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は1,091百万円となり、前連結会計年度末と比べ106百万円増加しました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等により現金及び預金が138百万円増加したことによるものです。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は674百万円となり、前連結会計年度末と比べ3百万円増加しました。その主な要因は、賞与引当金が47百万円減少した一方、未払法人税等が54百万円増加したことによるものです。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は417百万円となり、前連結会計年度末と比べ102百万円増加しました。親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が102百万円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第11期連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

（売上高及び営業利益）

当連結会計年度における売上高は、2,686百万円（前年同期比0.4%増）となりました。主な要因は、「ハイスピード工法」の初期導入フィーや機械販売収入が減少したものの、会員の増加による会費収入は安定的に伸長したこと、また「R+house」の成功報酬型収入の増加や「ハウス・イン・ハウス」の一般募集を開始したことによるものです。

売上原価は1,226百万円となり、売上総利益は1,460百万円（前年同期比9.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、1,366百万円（前年同期比21.2%増）となりました。主な増加要因は将来の成長に向けた人材の獲得に伴う人件費の増加109百万円及び先行投資としての広告宣伝費の増加30百万円であります。この結果、営業利益は93百万円（前年同期比53.7%減）となりました。

（営業外損益及び経常利益）

営業外損益は、5百万円（純額）の利益となりました。営業外収益が業務受託料5百万円、受取遅延損害金1百万円等により合計8百万円（前年同期比63.0%減）となった一方、営業外費用は支払利息により3百万円（前年同期比51.5%増）となりました。この結果、経常利益は98百万円（前年同期比55.9%減）となりました。

（特別損益及び税金等調整前当期純利益）

特別利益の計上はありませんでしたが、特別損失として和解金9百万円を計上し、この結果、税金等調整前当期純利益は89百万円（前年同期比60.3%減）となりました。

（法人税等）

法人税等合計は41百万円となりました。これは法人税、住民税及び事業税が32百万円、法人税等調整額が9百万円となったことによるものであります。

（当期純利益）

以上の結果、当期純利益は47百万円（前年同期比62.8%減）となりました。

第12期第2四半期連結結果計期間（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

（売上高及び営業利益）

当第2四半期連結結果計期間における売上高は、会員の増加に伴う会費収入の伸長及び新商品であるデザイナーズ規格住宅提供事業パッケージ「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット」の提供開始などにより、1,588百万円となりました。

売上原価は699百万円となり、売上総利益は888百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、726百万円となりました。主な内訳としては、給料手当が205百万円、旅費交通費が111百万円、広告宣伝費が64百万円であります。

この結果、営業利益は162百万円となりました。

（営業外損益及び経常利益）

営業外損益は、2百万円（純額）の利益となりました。これは、支払利息1百万円等により営業外費用1百万円でしたが、業務受託料2百万円を含む営業外収益が3百万円となったことによるものであります。

この結果、経常利益は164百万円となりました。

（特別損益及び法人税等）

特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。また、法人税等合計は61百万円となりました。これは法人税、住民税及び事業税が51百万円、法人税等調整額が10百万円となったことによるものであります。

（親会社株主に帰属する四半期純利益）

以上の結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は102百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第11期連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の減少18百万円、投資活動による資金の減少17百万円、財務活動による資金の増加67百万円により、前連結会計年度末に比べ合計31百万円増加しました。この結果、当連結会計年度末の資金は530百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動による資金の減少は、18百万円（前連結会計年度は201百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前当期純利益89百万円の計上があった一方、法人税等の支払額133百万円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動による資金の減少は、17百万円（前連結会計年度は37百万円の減少）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出9百万円及び無形固定資産の取得による支出12百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動による資金の増加は、67百万円（前連結会計年度は50百万円の増加）となりました。これは、主に長期借入れによる収入100百万円によるものです。

第12期第2四半期連結累計期間（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の増加197百万円、投資活動による資金の減少7百万円、財務活動による資金の減少50百万円により、前連結会計年度末に比べ合計138百万円増加しました。この結果、当第2四半期連結会計期間末の資金は669百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において営業活動による資金の増加は、197百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益164百万円の計上、仕入債務の増加48百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において投資活動による資金の減少は、7百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出3百万円及び無形固定資産の取得による支出3百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において財務活動による資金の減少は、50百万円となりました。これは主に短期借入金の減少16百万円、長期借入金の返済による支出33百万円によるものです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、組織体制等に関するリスク等、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため当社グループは、経営成績に重要な影響を与えるリスクに対応するため、市場動向・住宅行政等に留意し、顧客企業や提携先企業との関係性の維持・強化、優秀な人材の確保並びに内部管理体制の強化、市場のニーズに合った商品・サービスの開発等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応していく所存であります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、住宅着工動向やその質的な変化を捉え、国の住宅政策や不動産流通政策に適応し、かつ経営基盤である会員企業ネットワークから「現場の声」を聴くことで、ニーズに合った最適なソリューションを提供していきたいと考えております。

例えば、新築住宅市場の質的变化として「高性能住宅市場の拡大」（注1）が挙げられますが、このうち既に高性能化が先行している大手ハウスメーカーと比べ、当社グループがターゲットとしている工務店市場は取り組みが相対的に遅れている一方、新築住宅着工におけるシェアは大きいことから、今後高性能住宅市場の成長余地は大きいものと考えております（注2）。

前述したように、当社グループのターゲットとする住宅関連市場の市場規模は大きく、その中で具体的かつ先進的なビジネスモデルや情報技術を活用した経営効率化手法を取り入れた当社グループの「ソリューション提案型コンサルティング」のニーズや成長余地は大きいものと考えております。

（注1） 株式会社新建新聞社「住宅白書2014」平成26年7月30日より

（注2） 株式会社新建新聞社「住宅産業データベース2012」平成24年7月30日より

国土交通省「住宅・建築物の省エネ施策について」平成25年12月13日より

国土交通省「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第一次報告）参考資料集」平成26年12月18日

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの事業の前提となる住宅不動産業界に対する主な問題意識は、大きくは以下の2点です。

- ・日本の住宅購入者は高い買い物をしており、その資産価値が短期間で減ってしまうという点です。住宅建築そのもの以外のコスト（広告宣伝費や間接費）が付加されていて、30年前後での建替え前提とされているという現状があります。そのため、建築直後から耐久消費財の様に減価償却されて本来長期的な価値を維持すべき住宅不動産が「減損型資産化」しております。つまり、「将来的にも価値が高く適正コストで手に入る家」を作る必要があります。そのためには地域の工務店自体の生産性と一般ユーザーへ提供する住宅自体の市場価値を高める必要があると考えています。
- ・供給（業者）側と購入（消費者）側の間に情報格差があり消費者本位の営業プロセスになっていない点です。具体的には業者選び、予算と資金計画、資金やニーズに合った家づくりのポイント等について消費者側に情報が少なく、また第三者的にそれらを指南する場所が少ないことが挙げられます。賢い家づくりやリスクを踏まえた適切な資産活用の方法を啓蒙し、供給側にもそれに則った営業手法を浸透させる必要があると考えています。

当社グループは、これらを解決するために、供給者・消費者双方に働きかけ「安心して家づくりや資産活用ができる基盤の構築」を事業目的とし、そのために住関連産業に関わる地域の中小企業の経営革新の実現を目的とした「ビジネスモデルパッケージ」、消費者本位の営業手法やサービスプロセスを提供し、それにより経営効率化を実現する「経営効率化パッケージ」の2系統のサービスを展開しております。

上記事業目的を実現するために、経営者は常に外部環境の構造やその変化に対する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

当連結会計年度の設備投資については、業務の効率化などを目的とした設備投資等を実施し、総額は16百万円となっております。

当社グループは、住関連産業に特化したソリューション提案等のコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第12期第2四半期連結累計期間（自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日）

当第2四半期連結累計期間において重要な設備投資は行っておりません。なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(1) 提出会社

平成27年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	事務所設備等	9,072	14,498	5,187	19,393	48,153	78 (14)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は31,693千円であります。
 4. 従業員の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

平成27年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフト ウェア	合計	
株式会社 a n s	a n s 熊本東店 (熊本県熊本市中 央区) (注) 3	店舗	6,507	1,169	2,803	—	10,480	4
株式会社 a n s	a n s 熊本南店 (熊本県熊本市南 区)	店舗	8,490	308	638	—	9,437	4
一般社団法人住 宅不動産資産価 値保全保証協会	本社 (東京都港区)	ソフト ウェア	—	—	—	1,570	1,570	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 提出会社から貸与中の建物及び構築物6,507千円、工具、器具及び備品1,169千円、リース資産1,265千円を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月日		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都港区)	基幹システム	30,000	—	増資資金	平成28年 5月以降	平成31年 4月まで	(注) 3
		既存商材の機能追加等に係るソフトウェア	44,647	3,464	自己資金 及び 増資資金	平成27年 5月	平成30年 4月まで	(注) 4
		新商材開発に係るソフトウェア	60,000	—	増資資金	平成28年 5月以降	平成31年 4月まで	(注) 4
		建物附属設備等	37,225	2,725	自己資金 及び 増資資金	平成27年 5月	平成30年 4月	(注) 3
株式会社 a n s	新店舗 出店予定 5店舗	店舗設備他	80,000	—	増資資金	平成28年 8月以降	平成30年 4月まで	(注) 5

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、住関連産業に特化したソリューション提供等のコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
3. 主として業務効率向上を目的とした設備投資であり、増加能力を見積もることは困難であるため、記載を省略しております。
4. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
5. 店舗の新設であり、計数的な把握が困難であるため、増加能力は記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,440,000
計	7,440,000

- (注) 1. 平成27年12月1日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止したため、甲種類株式の発行可能株式総数400,000株、乙種類株式の発行可能株式総数400,000株がそれぞれ減少し、普通株式の発行可能株式総数が800,000株増加しております。
2. 平成28年2月1日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、普通株式の発行可能株式総数が560,000株減少しております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,861,500	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。(注)1、2
計	1,861,500	—	—

- (注) 1. 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、平成27年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。
2. 平成28年2月1日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（従業員分） 平成18年5月16日臨時株主総会決議（平成18年5月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	28（注）1	28（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	56,000（注）1	56,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	325（注）2	325（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成28年5月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 325 資本組入額 162.50	発行価格 325 資本組入額 162.50
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入そ の他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が株式分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権（従業員以外） 平成18年5月16日臨時株主総会決議（平成18年5月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	25（注）1	25（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,000（注）1	50,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	325（注）2	325（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成28年5月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 325 資本組入額 162.50	発行価格 325 資本組入額 162.50
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	会社が認めた場合を除き、 権利の譲渡、質入その他の 処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が株式分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、期間満了に伴う退任等取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ 会社が認めた場合を除き、権利の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の中で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

第3回新株予約権 平成20年12月13日臨時株主総会決議（平成21年12月7日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	18(注)1	18(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000(注)1	36,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2	500(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年1月1日から 平成30年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入そ の他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を

「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ③ その他の条件は、平成20年12月13日付株主総会決議及び平成21年12月7日付取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

第4回新株予約権（取締役及び従業員分） 平成24年7月30日定時株主総会決議（平成25年4月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	640（注）1	610（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	128,000（注）1	122,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	750（注）2	750（注）2
新株予約権の行使期間	平成27年4月17日から 平成34年7月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価額 750 資本組入額 375	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入そ の他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が株式分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

第4回新株予約権（従業員以外） 平成24年7月30日定時株主総会決議（平成25年4月24日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	170（注）1	170（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,000（注）1	34,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	750（注）2	750（注）2
新株予約権の行使期間	平成25年4月26日から 平成30年7月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 750 資本組入額 375	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が株式分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

第4回－2新株予約権（従業員以外） 平成24年7月30日定時株主総会決議（平成25年7月8日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数（個）	15（注）1	15（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000（注）1	3,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	750（注）2	750（注）2
新株予約権の行使期間	平成25年7月10日から 平成30年7月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 750 資本組入額 375	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

第5回新株予約権 平成27年12月1日臨時株主総会決議（平成27年12月1日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	—	50,600(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	50,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	750(注)2
新株予約権の行使期間	—	平成29年12月9日から 平成37年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成23年 6月30日 (注) 1	甲種類株式 380	普通株式 5,685 甲種類株式 980	28,500	207,552	28,500	124,552
平成23年 8月26日 (注) 2	甲種類株式 85	普通株式 5,685 甲種類株式 1,065	6,375	213,927	6,375	130,927
平成24年 4月27日 (注) 3	普通株式 330	普通株式 6,015 甲種類株式 1,065	24,750	238,677	24,750	155,677
平成25年 7月30日 (注) 4	—	普通株式 6,015 甲種類株式 1,065	△138,677	100,000	△155,677	—
平成26年 8月12日 (注) 5	普通株式 95	普通株式 6,110 甲種類株式 1,065	4,750	104,750	4,750	4,750
平成27年 1月 8日 (注) 6	普通株式 1,215,890 甲種類株式 211,935	普通株式 1,222,000 甲種類株式 213,000	—	104,750	—	4,750
平成27年 1月 9日 (注) 7	普通株式 380,000	普通株式 1,602,000 甲種類株式 213,000	9,500	114,250	9,500	14,250
平成27年12月14日 (注) 8	普通株式 259,500 甲種類株式 △213,000	普通株式 1,861,500	—	114,250	—	14,250

- (注) 1. 甲種類株式の有償第三者割当増資380株であり、発行価格は150,000円、資本組入額は75,000円、主な割当先は三好修、株式会社水落建設、司コーポレーション株式会社、工藤英寿、株式会社ネイブレイン、他15社及び2名であります。
2. 甲種類株式の有償第三者割当増資85株であり、発行価格は150,000円、資本組入額は75,000円、主な割当先は株式会社ナラムラ、株式会社宇佐美工業、大山康弘、他2社及び2名であります。
3. 有償第三者割当増資330株であり、発行価格は150,000円、資本組入額は75,000円、主な割当先は大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合、大分ベンチャーキャピタル株式会社、他2名であります。
4. 平成25年7月29日開催の定時株主総会において、欠損填補を目的として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるとともに同額を繰越利益剰余金に補填する決議を行い、平成25年7月30日付で実施しました。
5. 有償第三者割当増資95株であり、発行価格は100,000円、資本組入額は50,000円、割当先はハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会であります。
6. 平成26年12月12日開催の取締役会決議により、平成27年1月8日付で株式1株を200株に分割しております。
7. 新株予約権の権利行使による増加であります。
8. 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、平成27年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。

(5) 【所有者別状況】

平成28年1月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	38	—	—	62	100	—
所有株式数 (株)	—	—	—	608,500	—	—	1,253,000	1,861,500	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	32.7	—	—	67.3	100	—

(注) 1. 自己株式39,400株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2. 平成28年2月1日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。平成28年3月2日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成28年3月2日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	38	—	—	62	100	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	6,085	—	—	12,530	18,615	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	32.7	—	—	67.3	100	—

(注) 自己株式39,400株は、「個人その他」に394単元を含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 39,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,822,100	1,822,100	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,861,500	—	—
総株主の議決権	—	1,822,100	—

(注) 平成28年2月1日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。平成28年3月2日現在の議決権の状況は以下のとおりです。

平成28年3月2日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 39,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,822,100	18,221	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,861,500	—	—
総株主の議決権	—	18,221	—

② 【自己株式等】

平成28年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社	東京都港区白金台三丁目2番10号	39,400	—	39,400	2.12
計	—	39,400	—	39,400	2.12

(7) 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第2回新株予約権（従業員分）（平成18年5月16日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年5月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員11
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 従業員の退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員3名となっております。

② 第2回新株予約権（従業員以外）（平成18年5月16日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年5月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役1、社外協力者2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 監査役が取締役就任及び社外協力者の契約満了により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、社外協力者1名となっております。

③ 第3回新株予約権（平成20年12月13日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成20年12月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員13、社外協力者2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 従業員の退職、社外協力者の契約満了による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員5名、社外協力者1名となっております。

④ 第4回新株予約権（取締役及び従業員分）（平成24年7月30日定時株主総会決議）

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役6、当社従業員26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 従業員の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役6名、従業員20名となっております。

⑤ 第4回新株予約権（従業員以外）（平成24年7月30日定時株主総会決議）

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役3、社外協力者17
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 社外協力者の取締役就任、監査役の辞任、社外協力者の当社入社により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、監査役2名、従業員1名、社外協力者15名となっております。

⑥ 第4回－2新株予約権（従業員以外）（平成24年7月30日定時株主総会決議）

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 社外協力者の当社入社により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員1名、社外協力者2名となっております。

⑦ 第5回新株予約権（平成27年12月1日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2、当社従業員78
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員76名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第1号に該当する甲種類株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

普通株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
株主総会 (平成27年12月1日) での決議状況 (取得期間 平成27年12月1日～次期定時株主総会終結時)	39,400	29,550
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (平成26年5月1日～平成27年4月30日)	—	—
残存授権株式の総数及び価額の総額	39,400	29,550
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100	100
最近期間における取得自己株式	39,400	29,550
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

甲種類株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	213,000	129,750

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	39,400	—

甲種類株式

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	213,000	129,750
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要課題の1つとして位置付けており、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保を充実し、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。

当社は現在、成長過程にあり、そのため内部留保資金の充実を図ることで、財務体質の強化と事業拡大のための投資等により、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

また、今後の配当政策の基本方針としては株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて柔軟な対応を行っていく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性11名 女性一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	—	濱村 聖一	昭和36年11月22日生	昭和57年4月 昭和58年6月 平成7年5月 平成13年5月 平成15年5月 平成16年5月 平成17年3月	日本電池株式会社(現 株式会社GSユアサ)入社 株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 同社取締役就任 同社常務取締役就任 株式会社エス・アイ・リンク代表取締役社長就任 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション代表取締役社長就任 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注) 1	374
取締役	常務執行役員事業開発本部長	川瀬 太志	昭和42年8月10日生	平成2年4月 平成12年5月 平成15年11月 平成16年4月 平成17年3月 平成21年12月 平成24年12月 平成25年1月	株式会社大和銀行(現 株式会社りそな銀行)入行 株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 株式会社ルネス・インターナショナル取締役就任 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション取締役就任 当社設立 取締役就任 有限会社アナベール取締役就任(現任) 当社取締役常務執行役員事業開発本部長就任(現任) 株式会社 a n s 代表取締役就任(現任)	(注) 1	136
取締役	常務執行役員経営支援本部長	柿内 和徳	昭和44年10月3日生	平成9年4月 平成17年3月 平成24年12月	株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 当社設立 取締役就任 当社取締役常務執行役員経営支援本部長就任(現任)	(注) 1	149
取締役	執行役員経営支援本部副本部長	中山 史章	昭和49年3月21日生	平成9年10月 平成13年10月 平成17年3月 平成22年7月 平成23年5月	日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入社 株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 当社入社 当社取締役就任 当社取締役執行役員経営支援本部副本部長就任(現任)	(注) 1	51
取締役	執行役員	金子 義仁	昭和49年1月28日生	平成10年4月 平成19年9月 平成24年7月	株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 当社入社 当社取締役執行役員就任(現任)	(注) 1	9

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 経営管理 本部長	西野 敦雄	昭和47年8月2日生	平成9年4月 平成22年5月 平成25年9月 平成26年1月 平成26年5月 平成26年7月	株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社インタープライズ・コンサルティング）常務取締役就任 当社入社 当社執行役員経営管理本部長就任 当社総務部長就任（現任） 当社取締役執行役員経営管理本部長就任（現任）	(注) 1	25
取締役	—	荻原 俊彦	昭和38年3月14日生	昭和61年4月 平成2年6月 平成4年10月 平成17年10月 平成18年2月 平成19年1月 平成24年7月	株式会社大信販（現株式会社アプラスフィナンシャル）入社 司法書士市田利夫事務所入所 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 荻原総合事務所代表 当社監査役就任 行政書士荻原俊彦事務所（現行政書士荻原総合事務所）代表就任（現任） 合同会社荻原総合事務所代表社員（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 1	11
取締役	—	赤井 厚雄	昭和38年11月24日生	昭和62年4月 平成4年5月 平成6年5月 平成20年10月 平成22年11月 平成25年6月 平成26年6月 平成26年7月 平成27年2月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 Kidder, Peabody & Co. 入社 モルガン・スタンレー証券会社（現モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社）入社 早稲田大学研究員客員教授（現任） ミュージックセキュリティーズ株式会社監査役就任 ミュージックセキュリティーズ株式会社取締役就任（現任） 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会理事就任（現任） 当社取締役就任（現任） 株式会社ナウキャスト代表取締役就任（現任）	(注) 1	4
常勤監査役	—	大津 和行	昭和36年10月4日生	昭和60年4月 平成2年4月 平成13年6月 平成16年4月 平成17年3月 平成24年7月 平成25年1月	株式会社早稲田経営学院（現TAC株式会社）入社 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 株式会社ルネス・インターナショナル取締役就任 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション取締役就任 当社設立 取締役就任 当社常勤監査役就任（現任） 株式会社 a n s 監査役就任（現任）	(注) 2	120

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	山本 泰功	昭和36年4月14日生	昭和60年4月 昭和62年10月 平成9年4月 平成12年6月 平成14年12月 平成17年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成21年7月 平成22年9月	高木証券株式会社入社 クレディ・スイス銀行大阪駐在員事務所入行 リンク・インベストメント株式会社入社 同社取締役就任 株式会社ブイエルリース取締役就任 北洋インベストメント株式会社取締役就任 リンク・インベストメント株式会社代表取締役就任 株式会社ブイエルリース代表取締役就任 有限会社ウイングスコンサルティング代表取締役就任(現任) LCA大学院大学准教授就任 イーディーコントライブ株式会社取締役就任 当社監査役就任(現任) プール学院大学非常勤講師(現任)	(注) 2	11
監査役	—	坂田 真吾	昭和52年1月23日生	平成16年4月 平成21年7月 平成25年7月 平成26年11月	本間合同法律事務所入所 国税庁・国税不服審判所出向 本間合同法律事務所復職(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 2	1
計							891

- (注) 1. 任期は、平成28年2月1日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期は、平成28年2月1日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役荻原俊彦及び赤井厚雄は、社外取締役であります。
4. 監査役山本泰功及び坂田真吾は、社外監査役であります。
5. 当社では、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は11名で、上記取締役兼任の執行役員5名のほか、塩崎健太、鶴飼達郎、福島宏人、加藤尊彦、谷原弘堂、塩味隆行で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、事業の持続的な成長を通じて、株主、顧客企業、従業員、地域社会その他ステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標としております。

持続的な成長を実現するためには、経営の効率化を図ると共に健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社グループにおける重要な経営課題と位置付けております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(i) 会社の機関の基本説明

a. 取締役会

当社取締役会は8名の取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。

b. 常務会

経営に関する重要事項を協議する場として、常務会を設置しております。常務会は、代表取締役社長、取締役常務執行役員及び常勤監査役、その他代表取締役社長が必要とする者により構成されており、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び事業運営に関わる事項について協議しております。

c. 監査役会

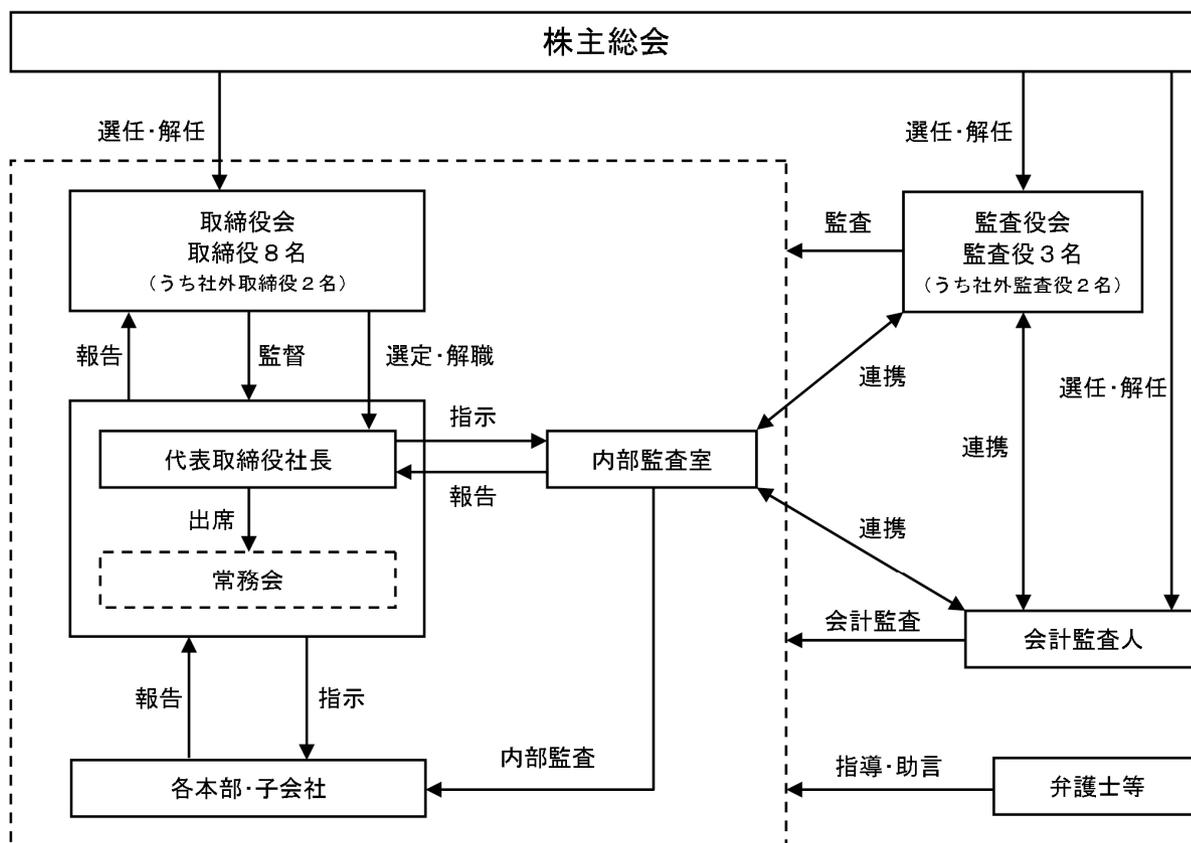
当社の監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役（非常勤）2名の計3名によって構成され、常勤監査役が子会社の監査役を兼任しております。監査役は取締役会に出席すると共に、業務監査、取締役会以外の各種会議へも出席、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。当社では、監査役による監査役会を毎月1回開催し、監査方針及び監査計画並びに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。

d. 内部監査室

代表取締役社長直属の内部監査室が、当社グループ全体を対象として監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査役が監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(ii) 当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



(iii) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築・運用しております。

また、内部統制が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長直属の内部監査室による内部監査を実施すると共に、監査役会、会計監査人とも連携して、その実効性を確保しております。

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

ロ. 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、内部監査室を窓口として定め、適切に対応する。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - ロ. リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査室が行うものとする。
 - ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ニ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ロ. 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。
 - ハ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。
 - ニ. 総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 - ロ. グループ会社の管理は経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
 - ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

- i. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ロ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ロ. 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(iv) 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、専任担当者を1名配属しております。内部監査室は、業務の運営が法令、定款、諸規程等に準拠し、効率的、合理的に行われているかを検証、評価及び助言することにより、当社グループの業績の向上、経営の効率化、財産の保全・活用に資することを目的として、監査を実施しております。なお、発見された事項については、代表取締役社長に報告すると共に、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

監査役監査につきましては、当社業務に精通した者を常勤監査役に選任しているほか、社外監査役2名いづれも経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役及び各部門の業務執行につき監査を行っております。

また、内部監査室と常勤監査役は、適宜ミーティングを開催しており、それぞれの立場からの問題意識の共有や、監査に関する情報交換を行うことにより、監査の効率性及び実効性を確保しております。

会計監査人との連携状況に関しては、監査役及び内部監査担当者が参加の上、三者ミーティングを定期的で開催し、適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

(v) 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。同監査法人に所属する公認会計士の山本守氏及び加藤雅之氏の2名が監査業務を遂行しており、同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。継続監査年数につきましては、両氏とも7年以内であるため、記載を省略しております。また、会計監査業務の遂行にあたり、必要に応じて同監査法人に所属する公認会計士等11名が補助者として業務を行っております。

(vi) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、取締役8名のうち2名を社外取締役に、監査役3名のうち2名を社外監査役にすることで、経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えております。

社外取締役の荻原俊彦は、当社株式11,000株及び新株予約権30個（15,000株）を保有しております。その他には当社と社外取締役荻原俊彦の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の赤井厚雄は、当社株式4,000株及び新株予約権5,010個（7,000株）を保有しております。その他には当社と社外取締役赤井厚雄の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、赤井厚雄は当社の連結子会社である一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会理事に就任しております。

社外監査役の山本泰功は、当社株式11,000株及び新株予約権10個（2,000株）を保有しております。その他には当社と社外監査役山本泰功の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の坂田真吾は、当社株式1,000株を保有しております。その他には当社と社外監査役坂田真吾の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありませんが、坂田真吾の所属する本間合同法律事務所と当社は顧問弁護士契約を締結しております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準等については、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考として定めております。

また、社外取締役及び社外監査役は、毎月開催される定時取締役会及び都度開催される臨時取締役会へ出席するほか、内部監査、監査役監査及び会計監査の監査状況等について、必要に応じて意見の交換を行うといった相互連携を図っております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社では、外部環境、天災・火災、取引先の倒産、情報の漏えい、システム障害、訴訟、サービスの品質等様々な事業運営上のリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、これらのリスクにより当社が経営の危機に直面した場合には、代表取締役社長を対策本部長として当該危機を解決・克服又は回避することとしております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③ 役員報酬の内容

(i) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	101,970	101,970	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	7,650	7,650	—	—	1
社外役員	16,620	16,620	—	—	5
社外取締役	11,670	11,670	—	—	2
社外監査役	4,950	4,950	—	—	3

(ii) 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため記載していません。

(iii) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役の選任決議の要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑧ 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑨ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑩ 株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額
1銘柄 600千円

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	13,000	—	12,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	13,000	—	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等と協議した上で、当社グループの規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数を総合的に勘案し決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成25年5月1日から平成26年4月30日まで）及び当連結会計年度（平成26年5月1日から平成27年4月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成25年5月1日から平成26年4月30日まで）及び当事業年度（平成26年5月1日から平成27年4月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年5月1日から平成27年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入する予定であり、監査法人等の行う研修への参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年4月30日)	当連結会計年度 (平成27年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	502,880	534,194
受取手形及び売掛金	172,719	230,561
商品	6,169	14,629
前渡金	29,324	27,705
繰延税金資産	28,240	18,489
その他	40,060	56,449
貸倒引当金	△4,310	△8,186
流動資産合計	775,084	873,843
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	28,548	24,070
工具、器具及び備品（純額）	13,239	15,976
リース資産（純額）	6,243	8,629
有形固定資産合計	※ 48,030	※ 48,676
無形固定資産		
ソフトウェア	16,703	20,964
その他	8,195	5,651
無形固定資産合計	24,899	26,616
投資その他の資産		
投資有価証券	600	600
その他	37,702	43,640
貸倒引当金	△5,246	△8,367
投資その他の資産合計	33,056	35,873
固定資産合計	105,986	111,166
資産合計	881,071	985,009

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年4月30日)	当連結会計年度 (平成27年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	181,298	226,350
短期借入金	5,000	31,000
1年内返済予定の長期借入金	53,767	66,660
リース債務	2,342	3,252
未払金	51,695	77,508
未払法人税等	85,798	446
前受金	93,076	79,211
賞与引当金	45,002	47,486
その他	60,838	68,720
流動負債合計	578,819	600,635
固定負債		
長期借入金	58,606	61,118
リース債務	5,093	7,651
その他	—	1,000
固定負債合計	63,699	69,769
負債合計	642,519	670,405
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	114,250
資本剰余金	24,713	38,963
利益剰余金	113,839	161,391
株主資本合計	238,552	314,604
純資産合計	238,552	314,604
負債純資産合計	881,071	985,009

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成27年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	673,068
受取手形及び売掛金	※1 231,011
商品	28,282
繰延税金資産	8,241
その他	62,343
貸倒引当金	△12,997
流動資産合計	989,950
固定資産	
有形固定資産	42,682
無形固定資産	23,093
投資その他の資産	※2 36,013
固定資産合計	101,790
資産合計	1,091,741
負債の部	
流動負債	
買掛金	274,463
短期借入金	15,000
1年内返済予定の長期借入金	63,874
未払法人税等	54,659
その他	228,758
流動負債合計	636,756
固定負債	
長期借入金	30,574
その他	6,989
固定負債合計	37,563
負債合計	674,320
純資産の部	
株主資本	
資本金	114,250
資本剰余金	38,963
利益剰余金	264,207
株主資本合計	417,420
純資産合計	417,420
負債純資産合計	1,091,741

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
売上高	2,677,091	2,686,529
売上原価	1,346,449	1,226,277
売上総利益	1,330,641	1,460,251
販売費及び一般管理費	※1 1,127,685	※1 1,366,305
営業利益	202,955	93,946
営業外収益		
受取利息	154	27
貸倒引当金戻入額	15,296	—
業務受託料	5,855	5,470
受取遅延損害金	—	1,758
その他	3,004	1,726
営業外収益合計	24,310	8,983
営業外費用		
支払利息	2,602	3,942
営業外費用合計	2,602	3,942
経常利益	224,663	98,986
特別利益		
投資損失引当金戻入額	※2 600	—
特別利益合計	600	—
特別損失		
和解金	—	※3 9,500
特別損失合計	—	9,500
税金等調整前当期純利益	225,263	89,486
法人税、住民税及び事業税	100,831	32,164
法人税等調整額	△3,498	9,769
法人税等合計	97,332	41,934
少数株主損益調整前当期純利益	127,930	47,552
少数株主利益	—	—
当期純利益	127,930	47,552

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	127,930	47,552
その他の包括利益	—	—
包括利益	127,930	47,552
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	127,930	47,552
少数株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年5月1日 至平成27年10月31日)
売上高	1,588,190
売上原価	699,918
売上総利益	888,271
販売費及び一般管理費	※ 726,008
営業利益	162,263
営業外収益	
受取利息	8
業務受託料	2,370
受取遅延損害金	714
その他	752
営業外収益合計	3,844
営業外費用	
支払利息	1,391
その他	90
営業外費用合計	1,481
経常利益	164,626
税金等調整前四半期純利益	164,626
法人税、住民税及び事業税	51,561
法人税等調整額	10,249
法人税等合計	61,810
四半期純利益	102,815
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	102,815

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日)
四半期純利益	102,815
その他の包括利益	—
四半期包括利益	102,815
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	102,815
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	238,677	155,677	△283,733	110,621	110,621
当期変動額					
減資	△138,677	138,677		—	—
欠損填補		△269,641	269,641	—	—
当期純利益			127,930	127,930	127,930
当期変動額合計	△138,677	△130,964	397,572	127,930	127,930
当期末残高	100,000	24,713	113,839	238,552	238,552

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	24,713	113,839	238,552	238,552
当期変動額					
新株の発行	14,250	14,250		28,500	28,500
当期純利益			47,552	47,552	47,552
当期変動額合計	14,250	14,250	47,552	76,052	76,052
当期末残高	114,250	38,963	161,391	314,604	314,604

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	225,263	89,486
減価償却費	26,419	26,659
のれん償却額	619	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△13,078	6,996
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,358	2,484
受取利息	△154	△27
支払利息	2,602	3,942
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△600	—
和解金	—	9,500
売上債権の増減額 (△は増加)	33,120	△57,842
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,270	△8,460
仕入債務の増減額 (△は減少)	△30,789	45,051
前渡金の増減額 (△は増加)	11,734	1,619
前受金の増減額 (△は減少)	△9,928	△13,864
未払金の増減額 (△は減少)	△19,080	26,454
その他	18,113	△3,322
小計	252,329	128,677
利息及び配当金の受取額	153	28
利息の支払額	△2,648	△3,995
法人税等の支払額	△48,016	△133,990
和解金の支払額	—	△9,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	201,817	△18,779
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△17,760	△9,902
無形固定資産の取得による支出	△7,619	△12,671
短期貸付金の回収による収入	4,795	—
敷金及び保証金の差入による支出	△2,100	—
保険積立金の積立による支出	△3,772	△4,254
その他	△10,930	9,664
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,387	△17,163
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	5,000	26,000
長期借入れによる収入	100,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△53,292	△84,595
株式の発行による収入	—	28,500
その他	△1,568	△2,678
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,139	67,226
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	31
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	214,569	31,313
現金及び現金同等物の期首残高	284,808	499,378
現金及び現金同等物の期末残高	※ 499,378	※ 530,691

当第2四半期連結累計期間
(自 平成27年5月1日
至 平成27年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	164,626
減価償却費	14,637
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,810
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△47,486
受取利息	△8
支払利息	1,391
売上債権の増減額 (△は増加)	△450
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△13,653
仕入債務の増減額 (△は減少)	48,113
その他	5,472
小計	177,453
利息及び配当金の受取額	8
利息の支払額	△1,326
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	21,393
営業活動によるキャッシュ・フロー	197,528
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,300
無形固定資産の取得による支出	△3,946
その他	△448
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,695
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△16,000
長期借入金の返済による支出	△33,330
その他	△1,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50,959
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	138,873
現金及び現金同等物の期首残高	530,691
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 669,565

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
株式会社 a n s

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券
時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～18年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

株式会社 a n s

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会は、当連結会計年度において新たに設立し、議決権等の所有はありませんが、当連結会計年度において実質的に支配することになったため、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～20年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年4月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年4月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年4月30日)	当連結会計年度 (平成27年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	20,612千円	35,207千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
給料手当及び賞与	295,978千円	365,280千円
賞与引当金繰入額	45,002	47,486
旅費交通費	182,321	202,636
貸倒引当金繰入額	—	6,996

※2 投資損失引当金戻入額の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

投資損失引当金の対象としていた投資先の財政状態及び今後の見通しを勘案した結果、投資損失引当金戻入額を特別利益として計上したものであります。

※3 和解金の内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

従業員との間で生じていた労働災害に関する紛争についての和解の合意によるものです。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,015	—	—	6,015
甲種類株式（株）	1,065	—	—	1,065

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,015	1,595,985	—	1,602,000
甲種類株式（株）	1,065	211,935	—	213,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加のうち95株は有償第三者割当増資によるものであります。

2. 当社は、平成27年1月8日付で1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

3. 普通株式の発行済株式総数の増加のうち1,215,890株は株式分割によるものであります。

4. 普通株式の発行済株式総数の増加のうち380,000株は第1回新株予約権の行使によるものであります。

5. 甲種類株式の発行済株式総数の増加211,935株は株式分割によるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
現金及び預金勘定	502,880千円	534,194千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,502	△3,502
現金及び現金同等物	499,378	530,691

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として複合機とオフィス家具(「工具、器具及び備品」)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として複合機とオフィス家具(「工具、器具及び備品」)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成25年5月1日至平成26年4月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、主に固定金利による調達を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	502,880	502,880	—
(2) 受取手形及び売掛金	172,719	172,719	—
資産計	675,599	675,599	—
(1) 買掛金	181,298	181,298	—
(2) 短期借入金	5,000	5,000	—
(3) 未払金	51,695	51,695	—
(4) 未払法人税等	85,798	85,798	—
(5) 長期借入金(1年内返済含む)	112,373	112,193	△179
(6) リース債務(1年内返済含む)	7,436	7,526	90
負債計	443,601	443,512	△89

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) リース債務（1年内返済含む）

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成26年4月30日
非上場株式	600

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	502,880	—	—	—
受取手形及び売掛金	172,719	—	—	—
合計	675,599	—	—	—

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	53,767	44,224	14,382	—	—	—
リース債務	2,342	2,351	1,938	649	153	—
合計	56,109	46,575	16,320	649	153	—

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、主に固定金利による調達を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	534,194	534,194	—
(2) 受取手形及び売掛金	230,561	230,561	—
資産計	764,756	764,756	—
(1) 買掛金	226,350	226,350	—
(2) 短期借入金	31,000	31,000	—
(3) 未払金	77,508	77,508	—
(4) 未払法人税等	446	446	—
(5) 長期借入金（1年内返済含む）	127,778	127,703	△74
(6) リース債務（1年内返済含む）	10,903	11,141	237
負債計	473,986	474,150	163

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) リース債務（1年内返済含む）

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成27年4月30日
非上場株式	600

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	534,194	—	—	—
受取手形及び売掛金	230,561	—	—	—
合計	764,756	—	—	—

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	66,660	47,206	13,912	—	—	—
リース債務	3,252	2,843	2,098	1,674	1,034	—
合計	69,912	50,049	16,010	1,674	1,034	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成26年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成27年4月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成25年5月1日至平成26年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成25年5月1日至平成26年4月30日)

退職給付制度を有していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)

退職給付制度を有していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

1. 費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上しておりません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
		(従業員分)	(従業員以外)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役1名	当社従業員11名	当社監査役1名 社外協力者2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 6,000(株)	普通株式 800(株)	普通株式 300(株)
付与日	平成17年4月19日	平成18年5月31日	平成18年5月31日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認める場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、期間満了に伴う退任等取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社が認めた場合を除き、権利の譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めはない	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 平成19年4月30日 至 平成27年3月31日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月29日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月29日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員13名 社外協力者2名	当社取締役6名 当社従業員26名	当社監査役3名 社外協力者17名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 370(株)	普通株式 700(株)	普通株式 180(株)
付与日	平成21年12月14日	平成25年4月16日	平成25年4月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>その他の条件は、平成20年12月13日付株主総会決議および平成21年12月7日付取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p>
対象勤務期間	定めはない	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 平成24年1月1日 至 平成30年11月30日	自 平成27年4月17日 至 平成34年7月30日	自 平成25年4月26日 至 平成30年7月30日

	第4回－2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 15(株)
付与日	平成25年7月9日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
対象勤務期間	定めはない
権利行使期間	自 平成25年7月10日 至 平成30年7月30日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
		(従業員分)	(従業員以外)
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	1,900	280	250
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	1,900	280	250

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	700	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	35	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	665	—
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	250	—	180
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	20	—	—
未行使残(株)	230	—	180

	第4回-2新株予約権
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	—
付与(株)	15
失効(株)	—
権利確定(株)	15
未確定残(株)	—
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	—
権利確定(株)	15
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	15

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
		(従業員分)	(従業員以外)
権利行使価格(円)	10,000	65,000	65,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
権利行使価格(円)	100,000	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回－2新株予約権
権利行使価格(円)	150,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション等の付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式評価方法はディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似上場会社比較法により算定した価格を総合的に勘案した方式となっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 322,550千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | －千円 |

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
		(従業員分)	(従業員以外)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役1名	当社従業員11名	当社監査役1名 社外協力者2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,200,000(株)	普通株式 160,000(株)	普通株式 60,000(株)
付与日	平成17年4月19日	平成18年5月31日	平成18年5月31日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認める場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、期間満了に伴う退任等取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社が認めた場合を除き、権利の譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めはない	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 平成19年4月30日 至 平成27年3月31日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月29日	自 平成20年7月1日 至 平成28年5月29日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員13名 社外協力者2名	当社取締役6名 当社従業員26名	当社監査役3名 社外協力者17名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 74,000(株)	普通株式 140,000(株)	普通株式 36,000(株)
付与日	平成21年12月14日	平成25年4月16日	平成25年4月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>その他の条件は、平成20年12月13日付株主総会決議および平成21年12月7日付取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。</p>
対象勤務期間	定めはない	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 平成24年1月1日 至 平成30年11月30日	自 平成27年4月17日 至 平成34年7月30日	自 平成25年4月26日 至 平成30年7月30日

	第4回－2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,000(株)
付与日	平成25年7月9日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
対象勤務期間	定めはない
権利行使期間	自 平成25年7月10日 至 平成30年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年1月8日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
		(従業員分)	(従業員以外)
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	380,000	56,000	50,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	380,000	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	56,000	50,000

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	133,000	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	5,000	—
権利確定(株)	—	128,000	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	46,000	—	36,000
権利確定(株)	—	128,000	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	10,000	—	2,000
未行使残(株)	36,000	128,000	34,000

	第4回-2新株予約権
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	—
付与(株)	—
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	—
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	3,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	3,000

(注) 平成27年1月8日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
		(従業員分)	(従業員以外)
権利行使価格(円)	50	325	325
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
		(取締役及び従業員分)	(従業員以外)
権利行使価格(円)	500	750	750
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回－2新株予約権
権利行使価格(円)	750
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成27年1月8日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 54,050千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 266,000千円 |

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成26年4月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産

貸倒引当金	1,076千円
賞与引当金	16,038
事業税	8,814
繰越欠損金	16,807
その他	2,310
小計	45,048
評価性引当額	△16,807
合計	28,240

(2) 固定資産

貸倒引当金	612
その他	726
小計	1,339
評価性引当額	△1,125
合計	213
繰延税金資産合計	28,454

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 38.01%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	6.04
住民税均等割等	0.28
評価性引当額	2.73
雇用促進税制特別控除	△3.52
その他	△0.34
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.21

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,892千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

当連結会計年度（平成27年4月30日）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

(1) 流動資産

貸倒引当金	2,617千円
賞与引当金	15,718
繰越欠損金	11,422
その他	2,232
小計	31,990
評価性引当額	△11,951
合計	20,038

(2) 固定資産

貸倒引当金	2,336
その他	827
小計	3,164
評価性引当額	△2,968
合計	195
繰延税金資産合計	20,234

（繰延税金負債）

(1) 流動負債

未収事業税	1,549千円
繰延税金負債合計	1,549
繰延税金資産の純額	18,685

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.77
住民税均等割等	1.09
評価性引当額	△2.00
雇用促進税制特別控除	△2.53
試験研究費の税額控除	△0.70
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.61
その他	1.99
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.86

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年5月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,437千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

当社グループは住関連産業に特化したソリューション提供等のコンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

当社グループは住関連産業に特化したソリューション提供等のコンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ビジネスモデルパッケージ	経営効率化パッケージ	その他	合計
外部顧客への売上高	2,205,488	449,952	21,650	2,677,091

- (注) 1. ビジネスモデルパッケージとは、事業ノウハウ・システム・サービスを提供するものであります。
2. 経営効率化パッケージとは、経営活動全般における効率化ソリューションを提供するものであります。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ビジネスモデルパッケージ	経営効率化パッケージ	その他	合計
外部顧客への売上高	2,137,337	486,486	62,705	2,686,529

- (注) 1. ビジネスモデルパッケージとは、事業ノウハウ・システム・サービスを提供するものであります。
2. 経営効率化パッケージとは、経営活動全般における効率化ソリューションを提供するものであります。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

当社グループは住関連産業に特化したソリューション提供等のコンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
非連結 子会社	㈱H&Cソリューションズ	東京都 港区	5,000	住宅関連事業	(所有) 直接100.00	役員の兼任	出資の引受 (注1)	10,000	-	-

(注) 1. 会社設立に伴い、当社が出資の引受けを行ったものであります。
2. 平成26年8月12日付で清算終了しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	濱村 聖一	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接16.79	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証	31,819	-	-
							当社リース契 約に対する債 務被保証	1,413	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入及びリース契約において、代表取締役 濱村聖一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月 30日)
1株当たり純資産額	168.47円	173.34円
1株当たり当期純利益金額	90.35円	30.75円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	87.47円	29.86円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり当期純利益金額については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。また、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、普通株式増加数に含めておりません。

2. 当社は、平成27年1月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

項目	前連結会計年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月 30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	127,930	47,552
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	127,930	47,552
普通株式の期中平均株式数(株)	1,416,000	1,546,241
普通株式	1,203,000	1,333,241
普通株式と同等の株式：甲種類株式	213,000	213,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	46,500	46,500
(うち甲種類株式(株))	46,500	46,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(株式数に換算した新株予約権の数3,520株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類(株式数に換算した新株予約権の数307,000株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成26年4月30日)	当連結会計年度 (平成27年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	238,552	314,604
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	238,552	314,604
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,416,000	1,815,000
普通株式	1,203,000	1,602,000
普通株式と同等の株式：甲種類株式	213,000	213,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成25年5月1日至平成26年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成26年5月1日至平成27年4月30日)

(甲種類株式の取得及び消却)

甲種類株式の取得条項の行使により、平成27年12月14日に当社は甲種類株式のすべてについて取得し、その対価として当社普通株式を発行しております。また、当社が取得した甲種類株式について、同日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で消却を行っております。

(1) 取得の内容

- ① 取得する株式の種類 甲種類株式
- ② 取得する株式の総数 213,000株
- ③ 取得する株式の総額 129,750,000円
- ④ 取得日 平成27年12月14日
- ⑤ 取得と引換えに交付する普通株式の総数 259,500株
- ⑥ 取得と引換えに交付する金銭等の額 0円

(2) 消却の内容

- ① 消却する株式の種類 甲種類株式
- ② 消却する株式の総数 213,000株
- ③ 効力発生日 平成27年12月14日

(特定株主からの自己株式の取得)

当社は、特定の株主から当社株式の取得を行うため、平成27年12月1日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主からの自己株式取得の件が承認可決されました。

また株主総会後の同日開催の取締役会において本自己株式の取得を行うことを決議し、当該決議に基づき平成27年12月8日に本自己株式の取得を実施、完了しました。

(1) 平成27年12月1日開催の臨時株主総会の決議内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 39,400株(上限)
- ③ 取得する株式の総額 29,550千円(上限)
- ④ 取得する相手方 安田企業投資3号投資事業有限責任組合
- ⑤ 取得可能期間 平成27年12月1日開催の臨時株主総会終結の時から次期定時株主総会の終結の時まで

(2) 自己株式の取得結果

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 39,400株 |
| ③ 取得した株式の総額 | 29,550千円 |
| ④ 取得した相手方 | 安田企業投資3号投資事業有限責任組合 |
| ⑤ 取得日 | 平成27年12月8日 |
| ⑥ 取得方法 | 市場外による相対取引 |

(ストック・オプションの発行)

当社は、平成27年12月1日開催の臨時株主総会において承認可決されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、同日開催の取締役会において、以下のとおりストック・オプションとして新株予約権の発行を決議しております。

- (1) 新株予約権の総数 51,000個
- (2) 新株予約権の付与対象者の区分及び人数 当社取締役2名、当社従業員78名
- (3) 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり750円
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式51,000株
- (5) 新株予約権の行使期間 平成29年12月9日から平成37年11月30日まで

(単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更)

平成28年2月1日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、同決議による定款変更により発行可能株式総数を560,000株減少して、7,440,000株としております。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

当第2四半期連結会計期間 (平成27年10月31日)	
受取手形	610千円

※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

当第2四半期連結会計期間 (平成27年10月31日)	
投資その他の資産	8,367千円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日)	
給料手当	205,524千円
退職給付費用	1,077
貸倒引当金繰入額	4,810

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年5月1日 至 平成27年10月31日)	
現金及び預金勘定	673,068千円
預金期間が3か月を超える定期預金	△3,502
現金及び現金同等物	669,565

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成27年5月1日至平成27年10月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成27年5月1日至平成27年10月31日)

当社グループは住関連産業に特化したソリューション提供等のコンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年5月1日 至平成27年10月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	56.65円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	102,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四 半期純利益金額(千円)	102,815
普通株式の期中平均株式数(株)	1,815,000
普通株式	1,602,000
普通株式と同等の株式:甲種類株式	213,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額	55.23円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整 額(千円)	—
普通株式増加数(株)	46,500
(うち甲種類株式(株))	46,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり四半期純利益金額については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。また、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、普通株式増加数に含めておりません。

(重要な後発事象)

(甲種類株式の取得及び消却)

甲種類株式の取得条項の行使により、平成27年12月14日に当社は甲種類株式のすべてについて取得し、その対価として当社普通株式を発行しております。また、当社が取得した甲種類株式について、同日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で消却を行っております。

(1) 取得の内容

- ① 取得する株式の種類 甲種類株式
- ② 取得する株式の総数 213,000株
- ③ 取得する株式の総額 129,750,000円
- ④ 取得日 平成27年12月14日
- ⑤ 取得と引換えに交付する普通株式の総数 259,500株
- ⑥ 取得と引換えに交付する金銭等の額 0円

(2) 消却の内容

- ① 消却する株式の種類 甲種類株式
- ② 消却する株式の総数 213,000株
- ③ 効力発生日 平成27年12月14日

(特定株主からの自己株式の取得)

当社は、特定の株主から当社株式の取得を行うため、平成27年12月1日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主からの自己株式取得の件が承認可決されました。

また株主総会後の同日開催の取締役会において本自己株式の取得を行うことを決議し、当該決議に基づき平成27年12月8日に本自己株式の取得を実施、完了しました。

(1) 平成27年12月1日開催の臨時株主総会の決議内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 39,400株 (上限)
- ③ 取得する株式の総額 29,550千円 (上限)
- ④ 取得する相手方 安田企業投資3号投資事業有限責任組合
- ⑤ 取得可能期間 平成27年12月1日開催の臨時株主総会終結の時から次期定時株主総会の終結の時まで

(2) 自己株式の取得結果

- ① 取得した株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 39,400株
- ③ 取得した株式の総額 29,550千円
- ④ 取得した相手方 安田企業投資3号投資事業有限責任組合
- ⑤ 取得日 平成27年12月8日
- ⑥ 取得方法 市場外による相対取引

(ストック・オプションの発行)

当社は、平成27年12月1日開催の臨時株主総会において承認可決されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、同日開催の取締役会において、以下のとおりストック・オプションとして新株予約権の発行を決議しております。

- (1) 新株予約権の総数 51,000個
- (2) 新株予約権の付与対象者の区分及び人数 当社取締役2名、当社従業員78名
- (3) 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり750円
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式51,000株
- (5) 新株予約権の行使期間 平成29年12月9日から平成37年11月30日まで

(単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更)

平成28年2月1日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、同決議による定款変更により発行可能株式総数を560,000株減少して、7,440,000株としております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,000	31,000	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	53,767	66,660	1.90	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,342	3,252	4.87	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	58,606	61,118	1.83	平成28年9月～ 平成29年10月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	5,093	7,651	3.02	平成28年11月～ 平成32年1月
合計	124,809	169,681	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	47,206	13,912	—	—
リース債務	2,843	2,098	1,674	1,034

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第12期第3四半期連結会計期間（平成27年11月1日から平成28年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年5月1日から平成28年1月31日まで）の業績の概要は次のとおりであります。

なお、この業績の概要は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューは未了であり四半期レビュー報告書は受領しておりません。

①【四半期連結財務諸表】

イ【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (平成28年1月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	638,556
受取手形及び売掛金	205,734
商品	32,204
繰延税金資産	9,381
その他	43,889
貸倒引当金	△17,000
流動資産合計	912,767
固定資産	
有形固定資産	39,876
無形固定資産	29,031
投資その他の資産	36,252
固定資産合計	105,160
資産合計	1,017,927
負債の部	
流動負債	
買掛金	238,699
1年内返済予定の長期借入金	55,540
未払法人税等	52,312
その他	243,272
流動負債合計	589,825
固定負債	
長期借入金	22,243
その他	6,350
固定負債合計	28,593
負債合計	618,418
純資産の部	
株主資本	
資本金	114,250
資本剰余金	38,963
利益剰余金	275,846
自己株式	△29,550
株主資本合計	399,509
純資産合計	399,509
負債純資産合計	1,017,927

ロ【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年5月1日 至 平成28年1月31日)
売上高	2,358,822
売上原価	1,042,262
売上総利益	1,316,559
販売費及び一般管理費	1,130,497
営業利益	186,062
営業外収益	
受取利息	10
業務受託料	3,330
受取遅延損害金	781
その他	788
営業外収益合計	4,911
営業外費用	
支払利息	1,889
上場関連費用	2,000
その他	179
営業外費用合計	4,069
経常利益	186,905
税金等調整前四半期純利益	186,905
法人税、住民税及び事業税	63,342
法人税等調整額	9,108
法人税等合計	72,450
四半期純利益	114,454
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	114,454

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年4月30日)	当事業年度 (平成27年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	482,234	515,489
受取手形	2,282	1,374
売掛金	166,065	224,046
商品	6,169	10,916
前渡金	29,324	21,307
前払費用	15,671	28,146
繰延税金資産	28,240	18,489
関係会社短期貸付金	20,000	12,000
その他	25,895	29,194
貸倒引当金	△4,310	△8,186
流動資産合計	771,574	852,778
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	10,679	9,072
工具、器具及び備品（純額）	11,228	14,498
リース資産（純額）	1,103	5,187
賃貸用固定資産（純額）	9,768	7,677
賃貸用リース資産（純額）	1,712	1,265
有形固定資産合計	34,492	37,702
無形固定資産		
商標権	5,229	5,515
ソフトウェア	16,703	19,393
ソフトウェア仮勘定	2,966	—
無形固定資産合計	24,899	24,909
投資その他の資産		
投資有価証券	600	600
関係会社株式	40,000	40,000
関係会社長期貸付金	24,000	20,000
破産更生債権等	5,246	8,367
長期前払費用	487	—
繰延税金資産	213	195
その他	28,577	30,271
貸倒引当金	△5,246	△8,367
投資その他の資産合計	93,879	91,067
固定資産合計	153,271	153,679
資産合計	924,845	1,006,458

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年4月30日)	当事業年度 (平成27年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	180,636	225,739
短期借入金	5,000	31,000
1年内返済予定の長期借入金	53,767	66,660
リース債務	1,160	1,971
未払金	53,024	73,836
未払費用	24,742	28,637
未払法人税等	85,384	—
前受金	93,076	73,661
預り金	10,867	15,183
賞与引当金	45,002	46,086
その他	24,795	23,335
流動負債合計	577,456	586,111
固定負債		
長期借入金	58,606	61,118
リース債務	2,616	6,455
その他	—	1,000
固定負債合計	61,222	68,573
負債合計	638,678	654,684
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	114,250
資本剰余金		
資本準備金	—	14,250
その他資本剰余金	24,713	24,713
資本剰余金合計	24,713	38,963
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	161,454	198,561
利益剰余金合計	161,454	198,561
株主資本合計	286,167	351,774
純資産合計	286,167	351,774
負債純資産合計	924,845	1,006,458

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当事業年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
売上高		
役務収益	2,353,217	2,449,816
商品売上高	312,032	195,886
売上高合計	2,665,249	2,645,702
売上原価		
役務売上原価	1,071,587	1,048,301
商品売上原価	273,648	174,005
売上原価合計	1,345,235	1,222,307
売上総利益	1,320,014	1,423,394
販売費及び一般管理費	※1 1,084,822	※1 1,342,219
営業利益	235,192	81,175
営業外収益		
受取利息	392	819
貸倒引当金戻入額	15,297	—
賃貸料収入	※2 4,242	※2 2,538
業務受託料	5,855	5,470
受取遅延損害金	—	1,758
その他	3,364	2,486
営業外収益合計	29,152	13,073
営業外費用		
支払利息	2,487	3,616
減価償却費	4,104	2,538
営業外費用合計	6,592	6,154
経常利益	257,752	88,094
特別利益		
投資損失引当金戻入額	※3 600	—
特別利益合計	600	—
特別損失		
和解金	—	※4 9,500
特別損失合計	—	9,500
税引前当期純利益	258,352	78,594
法人税、住民税及び事業税	100,396	31,718
法人税等調整額	△3,497	9,769
法人税等合計	96,898	41,487
当期純利益	161,454	37,106

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月 30日)		当事業年度 (自 平成26年 5月 1日 至 平成27年 4月 30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(役務売上原価)					
I 経費					
業務委託費		1,071,587	100.0	1,048,301	100.0
役務売上原価		1,071,587	100.0	1,048,301	100.0
(商品売上原価)					
期首商品たな卸高		5,155		6,169	
当期商品仕入高		274,661		178,752	
計		279,817		184,921	
期末商品たな卸高		6,169		10,916	
商品売上原価		273,648		174,005	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	238,677	155,677	—	155,677
当期変動額				
減資	△138,677	138,677		138,677
欠損填補		△294,355	24,713	△269,641
当期純利益				—
当期変動額合計	△138,677	△155,677	24,713	△130,964
当期末残高	100,000	—	24,713	24,713

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△269,641	△269,641	124,713	124,713
当期変動額				
減資		—	—	—
欠損填補	269,641	269,641	—	—
当期純利益	161,454	161,454	161,454	161,454
当期変動額合計	431,095	431,095	161,454	161,454
当期末残高	161,454	161,454	286,167	286,167

当事業年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	—	24,713	24,713
当期変動額				
新株の発行	14,250	14,250		14,250
当期純利益				—
当期変動額合計	14,250	14,250	—	14,250
当期末残高	114,250	14,250	24,713	38,963

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	161,454	161,454	286,167	286,167
当期変動額				
新株の発行		—	28,500	28,500
当期純利益	37,106	37,106	37,106	37,106
当期変動額合計	37,106	37,106	65,606	65,606
当期末残高	198,561	198,561	351,774	351,774

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品
先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産、賃貸用固定資産を除く)

定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～15年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 賃貸用固定資産、賃貸用リース資産

賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物については定額法、建物附属設備、工具、器具及び備品並びに車両運搬具については定率法を採用しております。
賃貸用リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。

建物	8年
工具、器具及び備品	3～8年

(3) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

のれん	5年
商標権	10年

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 長期前払費用

均等償却によっております。
なお、主な償却期間は5年であります。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産、賃貸用固定資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 賃貸用固定資産、賃貸用リース資産

賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物については定額法、建物附属設備、工具、器具及び備品並びに車両運搬具については定率法を採用しております。

賃貸用リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。

建物 8年

工具、器具及び備品 3～8年

(3) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年であります。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当事業年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
役員報酬	101,175千円	126,240千円
給料手当及び賞与	283,325	337,856
賞与引当金繰入額	45,002	46,086
旅費交通費	180,880	200,502
広告宣伝費	70,828	102,032
減価償却費	26,340	23,823
貸倒引当金繰入額	—	6,996
おおよその割合		
販売費	11.3%	14.3%
一般管理費	88.7	85.7

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)	当事業年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
関係会社からの賃貸料収入	4,242千円	2,538千円

※3 投資損失引当金戻入額の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

投資損失引当金の対象としていた投資先の財政状態及び今後の見通しを勘案した結果、投資損失引当金戻入額を特別利益として計上したものであります。

※4 和解金の内容は、次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

従業員との間で生じていた労働災害に関する紛争についての和解の合意によるものです。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成26年4月30日)

子会社株式 (貸借対照表計上額40,000千円) は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (平成27年4月30日)

子会社株式 (貸借対照表計上額40,000千円) は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年4月30日）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

(1) 流動資産

貸倒引当金	1,076千円
賞与引当金	16,038
事業税	8,814
その他	2,310
小計	28,240
評価性引当額	—
合計	28,240

(2) 固定資産

貸倒引当金	612
その他	708
小計	1,321
評価性引当額	△1,107
合計	213
繰延税金資産合計	28,454

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,892千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

当事業年度（平成27年4月30日）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

(1) 流動資産

貸倒引当金	2,617千円
賞与引当金	15,254
その他	2,166
小計	20,038
評価性引当額	—
合計	20,038

(2) 固定資産

貸倒引当金	2,336
その他	694
小計	3,031
評価性引当額	△2,835
合計	195
繰延税金資産合計	20,234

（繰延税金負債）

(1) 流動負債

未収事業税	1,549千円
繰延税金負債合計	1,549
繰延税金資産の純額	18,685

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.40
住民税均等割等	0.67
評価性引当額	2.57
雇用促進税制特別控除	△2.88
試験研究費の税額控除	△0.80
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.83
その他	2.36
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.79

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,437千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)

(甲種類株式の取得及び消却)

甲種類株式の取得条項の行使により、平成27年12月14日に当社は甲種類株式のすべてについて取得し、その対価として当社普通株式を発行しております。また、当社が取得した甲種類株式について、同日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で消却を行っております。

(1) 取得の内容

- ① 取得する株式の種類 甲種類株式
- ② 取得する株式の総数 213,000株
- ③ 取得する株式の総額 129,750,000円
- ④ 取得日 平成27年12月14日
- ⑤ 取得と引換えに交付する普通株式の総数 259,500株
- ⑥ 取得と引換えに交付する金銭等の額 0円

(2) 消却の内容

- ① 消却する株式の種類 甲種類株式
- ② 消却する株式の総数 213,000株
- ③ 効力発生日 平成27年12月14日

(特定株主からの自己株式の取得)

当社は、特定の株主から当社株式の取得を行うため、平成27年12月1日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主からの自己株式取得の件が承認可決されました。

また株主総会後の同日開催の取締役会において本自己株式の取得を行うことを決議し、当該決議に基づき平成27年12月8日に本自己株式の取得を実施、完了しました。

(1) 平成27年12月1日開催の臨時株主総会の決議内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 39,400株(上限)
- ③ 取得する株式の総額 29,550千円(上限)
- ④ 取得する相手方 安田企業投資3号投資事業有限責任組合
- ⑤ 取得可能期間 平成27年12月1日開催の臨時株主総会終結の時から次期定時株主総会の終結の時まで

(2) 自己株式の取得結果

- ① 取得した株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 39,400株
- ③ 取得した株式の総額 29,550千円
- ④ 取得した相手方 安田企業投資3号投資事業有限責任組合
- ⑤ 取得日 平成27年12月8日
- ⑥ 取得方法 市場外による相対取引

(ストック・オプションの発行)

当社は、平成27年12月1日開催の臨時株主総会において承認可決されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、同日開催の取締役会において、以下のとおりストック・オプションとして新株予約権の発行を決議しております。

- (1) 新株予約権の総数 51,000個
- (2) 新株予約権の付与対象者の区分及び人数 当社取締役2名、当社従業員78名
- (3) 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり750円
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式51,000株
- (5) 新株予約権の行使期間 平成29年12月9日から平成37年11月30日まで

(単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更)

平成28年2月1日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、同決議による定款変更により発行可能株式総数を560,000株減少して、7,440,000株としております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	14,962	—	—	14,962	5,889	1,606	9,072
工具、器具及び備品	20,075	11,050	—	31,125	16,626	7,780	14,498
リース資産	2,342	5,491	1,478	6,355	1,167	741	5,187
賃貸用固定資産	14,330	—	—	14,330	6,652	2,091	7,677
賃貸用リース資産	2,233	—	—	2,233	967	446	1,265
有形固定資産計	53,943	16,541	1,478	69,006	31,304	12,665	37,702
無形固定資産							
商標権	11,092	1,458	—	12,550	7,035	1,172	5,515
ソフトウェア	31,310	12,675	—	43,985	24,591	9,985	19,393
ソフトウェア仮勘定	2,966	8,519	11,485	—	—	—	—
無形固定資産計	45,369	22,652	11,485	56,536	31,626	11,157	24,909

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC、サーバ等備品	7,723千円
リース資産	複合機	5,491千円
ソフトウェア	CMSシステム開発	7,745千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,557	11,507	—	4,510	16,553
賞与引当金	45,002	46,086	45,002	—	46,086

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額4,310千円及び回収による取崩額200千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL：http://www.hyas.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年 8月25日	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 従業員持株会 理事長 塩崎 健太	東京都港区 白金台三丁目2番10号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	土岐 明美	東京都 大田区	元当社従業員	21 (注) 6	—	退職に伴う持株会からの退会
平成27年 1月9日	—	—	—	濱村 聖一	滋賀県 大津市	特別利害関係者等 (当社代表取締役、大株主上位10名)	170,000 (注) 6	8,500,000 (50) (注) 4、6	新株予約権の行使
平成27年 1月9日	—	—	—	川瀬 太志	京都府 京都市 西京区	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)	70,000 (注) 6	3,500,000 (50) (注) 4、6	新株予約権の行使
平成27年 1月9日	—	—	—	柿内 和徳	東京都 新宿区	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)	70,000 (注) 6	3,500,000 (50) (注) 4、6	新株予約権の行使
平成27年 1月9日	—	—	—	大津 和行	埼玉県 さいたま市 緑区	特別利害関係者等 (当社監査役、大株主上位10名)	70,000 (注) 6	3,500,000 (50) (注) 4、6	新株予約権の行使
平成27年 12月1日	—	—	—	金子 義仁	東京都 武蔵野市	特別利害関係者等 (当社取締役)	3,000 (注) 6	—	甲種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
平成27年 12月1日	—	—	—	中山 史章	東京都 新宿区	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)	2,000 (注) 6	—	甲種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
平成27年 12月1日	—	—	—	荻原 俊彦	兵庫県 尼崎市	特別利害関係者等 (当社取締役)	2,000 (注) 6	—	甲種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
平成27年 12月1日	—	—	—	西野 敦雄	京都府 京都市 山科区	特別利害関係者等 (当社取締役)	1,000 (注) 6	—	甲種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
平成27年 12月1日	—	—	—	山本 泰功	大阪府 豊中市	特別利害関係者等 (当社監査役)	2,000 (注) 6	—	甲種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
平成27年 12月1日	—	—	—	濱村 雅彦	山口県 岩国市	特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族)	3,000 (注) 6	—	甲種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
平成27年 12月1日	—	—	—	株式会社安成工務店 代表取締役 安成 信次	山口県下関市 綾羅木新町三丁目7番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	10,000 (注) 6	—	甲種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	ハイアス・ア ンド・カンパ ニー株式会社 代表取締役社 長 濱村 聖一	東京都港区 白金台三丁 目2番10号	提出会社	39,400 (注) 6	29,550,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	ハイアス・ア ンド・カンパ ニー株式会社 従業員持株会 理事長 塩崎 健太	東京都港区 白金台三丁 目2番10号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	14,600 (注) 6	10,950,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	西野 敦雄	京都府 京都市 山科区	特別利害関係 者等 (当社取締 役)	4,000 (注) 6	3,000,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	赤井 厚雄	東京都 渋谷区	特別利害関係 者等 (当社取締 役)	4,000 (注) 6	3,000,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	濱村 聖一	滋賀県 大津市	特別利害関係 者等 (当社代表取 締役、大株主 上位10名)	2,000 (注) 6	1,500,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	川瀬 太志	京都府 京都市 西京区	特別利害関係 者等 (当社取締 役、大株主上 位10名)	2,000 (注) 6	1,500,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	金子 義仁	東京都 武蔵野市	特別利害関係 者等 (当社取締 役)	2,000 (注) 6	1,500,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	荻原 俊彦	兵庫県 尼崎市	特別利害関係 者等 (当社取締 役)	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	山本 泰功	大阪府 豊中市	特別利害関係 者等 (当社監査 役)	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	坂田 真吾	東京都 杉並区	特別利害関係 者等 (当社監査 役)	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	山本 嘉人	島根県 松江市	当社顧問	2,000 (注) 6	1,500,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	古原 克也	大阪府 松原市	特別利害関係 者等 (当社子会 社役員)	2,000 (注) 6	1,500,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	山本 雅也	千葉県 流山市	当社顧問	2,000 (注) 6	1,500,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	工藤 英寿	大分県 大分市	当社顧問	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	岡山 茂弘	東京都 港区	当社顧問	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	塩崎 健太	埼玉県 川口市	特別利害関係 者等 (当社子会社 役員)	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	福島 宏人	東京都 品川区	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	加藤 尊彦	東京都 品川区	特別利害関係 者等 (当社子会社 役員)	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	北島 英雅	東京都 大田区	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	鶴飼 達郎	東京都 荒川区	特別利害関係 者等 (当社子会社 役員)	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	高地 可奈子	東京都 港区	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	栗津 索	東京都 西東京市	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	高橋 良一	神奈川県 小田原市	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動
平成27年 12月8日	安田企業投資 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員安田企業投資 株式会社 代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代 田区麴町三 丁目3番8 号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	仁木 洋一郎	埼玉県 新座市	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解 散に伴う移動

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年12月8日	安田企業投資3号投資事業有限責任組合無限責任組合員安田企業投資株式会社代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	池山 龍一	東京都江戸川区	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解散に伴う移動
平成27年12月8日	安田企業投資3号投資事業有限責任組合無限責任組合員安田企業投資株式会社代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	藺牟田 亮	神奈川県横浜市旭区	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解散に伴う移動
平成27年12月8日	安田企業投資3号投資事業有限責任組合無限責任組合員安田企業投資株式会社代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	矢部 智仁	神奈川県横浜市神奈川区	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解散に伴う移動
平成27年12月8日	安田企業投資3号投資事業有限責任組合無限責任組合員安田企業投資株式会社代表取締役社長 安藤 正紀	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	富山 整	東京都台東区	当社従業員	1,000 (注) 6	750,000 (750) (注) 5、6	ファンドの解散に伴う移動
平成27年12月8日	司コーポレーション株式会社代表取締役 松井 健司	群馬県沼田市白沢町上古語父156	当社取引先	柿内 和徳	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	2,000 (注) 6	1,500,000 (750) (注) 5、6	所有者からの申し出による
平成27年12月8日	司コーポレーション株式会社代表取締役 松井 健司	群馬県沼田市白沢町上古語父156	当社取引先	中山 史章	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	2,000 (注) 6	1,500,000 (750) (注) 5、6	所有者からの申し出による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年5月1日）から上場の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にあ

る旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

5. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法及び類似会社比準法により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

6. 当社は、平成26年12月12日開催の取締役会決議に基づき、平成27年1月8日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、移動年月日が平成27年1月7日以前の移動株数及び価格は、株式分割前の移動株数及び価格で記載しており、移動年月日が平成27年1月8日以後の移動株数及び価格は、株式分割後の移動株数及び価格で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権(1)	株式	新株予約権(2)
発行年月日	平成25年7月9日	平成26年8月12日	平成27年12月8日
種類	第4回-2新株予約権 (従業員以外)	普通株式	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 15株	95株	普通株式 51,000株
発行価格	150,000円 (注) 4	100,000円 (注) 4	750円 (注) 5
資本組入額	75,000円	50,000円	375円
発行価額の総額	2,250,000円	9,500,000円	38,250,000円
資本組入額の総額	1,125,000円	4,750,000円	19,125,000円
発行方法	平成24年7月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	有償第三者割当	平成27年12月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下の通りであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、募集新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所の当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年4月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヵ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 発行価格は、純資産価額方式、類似業種比準価額方式、配当還元方式により算出した評価額を総合的に勘案して決定しております。
5. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法及び類似会社比準法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りであります。

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)
行使時の払込金額	1株につき150,000円	1株につき750円
行使請求期間	平成25年7月10日から 平成30年7月30日まで	平成29年12月9日から 平成37年11月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第4回-2新株予約権(従業員以外)」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載のとおりであります。

7. 当社は、平成26年12月12日開催の取締役会決議に基づき、平成27年1月8日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。このため、上記のうち平成25年7月9日に発行した「新株予約権(1)」及び平成26年8月12日に発行した「株式」については、株式分割前の内容を記載しております。
8. 新株予約権(2)は、退職により従業員2名400株分の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

新株予約権(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
甲斐 幸尤	大分県大分市	自営業	5	750,000 (150,000)	社外協力者
株式会社RECS 代表取締役 清水 千弘 資本金 3百万円	千葉県柏市光が丘団地5番17号	サービス業	5	750,000 (150,000)	社外協力者 (取引先)
矢部 智仁(注)1	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	5	750,000 (150,000)	社外協力者

- (注) 1. 矢部智仁は、平成26年5月1日付で当社に入社しており、本書提出日現在において、当社の従業員となっております。
2. 当社は、平成26年12月12日開催の取締役会決議に基づき、平成27年1月8日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記は株式分割前の内容を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会 理事長 塩崎 健太	東京都港区白金台三丁目2番10号	当社の従業員持株会	95	9,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

- (注) 当社は、平成26年12月12日開催の取締役会決議に基づき、平成27年1月8日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
西野 敦雄	京都府京都市山科区	会社役員	5,000	3,750,000 (750)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
赤井 厚雄	東京都渋谷区	会社役員	5,000	3,750,000 (750)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
塩崎 健太	埼玉県川口市	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
福島 宏人	東京都品川区	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
加藤 尊彦	東京都品川区	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
鵜飼 達郎	東京都荒川区	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
谷原 弘堂	東京都品川区	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
塩味 隆行	埼玉県さいたま市北区	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
藺牟田 亮	神奈川県横浜市旭区	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
矢部 智仁	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
富山 整	東京都台東区	会社員	1,500	1,125,000 (750)	当社の従業員
北島 英雅	東京都大田区	会社員	1,200	900,000 (750)	当社の従業員
高地 可奈子	東京都港区	会社員	1,200	900,000 (750)	当社の従業員
栗津 索	東京都西東京市	会社員	1,200	900,000 (750)	当社の従業員
高橋 良一	神奈川県小田原市	会社員	1,200	900,000 (750)	当社の従業員
仁木 洋一郎	埼玉県新座市	会社員	1,200	900,000 (750)	当社の従業員
池山 龍一	東京都江戸川区	会社員	1,200	900,000 (750)	当社の従業員
その他 61名	—	—	19,900	14,925,000 (750)	—

(注) 退職により権利を喪失したものについては、記載していません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項ありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
濱村 聖一 (注) 1、2	滋賀県大津市	405,000 (31,000)	18.30 (1.40)
柿内 和徳 (注) 2、3	東京都新宿区	163,000 (14,000)	7.37 (0.63)
川瀬 太志 (注) 2、3、5	京都府京都市西京区	150,000 (14,000)	6.78 (0.63)
株式会社安成工務店 (注) 2	山口県下関市綾羅木新町三丁目7番1号	133,000	6.01
大津 和行 (注) 2、4、5	埼玉県さいたま市緑区	123,000 (3,000)	5.56 (0.14)
東新住建株式会社 (注) 2	愛知県稲沢市高御堂一丁目3番18号	120,000	5.42
ハイアス・アンド・カンパニー株式 会社従業員持株会(注) 2	東京都港区白金台三丁目2番10号	108,400	4.90
株式会社関西トラスト (注) 2	兵庫県姫路市佃町17番地	80,000	3.61
中山 史章 (注) 2、3	東京都新宿区	75,000 (24,000)	3.39 (1.08)
山本 嘉人	島根県松江市	62,000 (40,000)	2.80 (1.81)
大分ブイシーサクセスファンド四号 投資事業有限責任組合(注) 2	大分県大分市東大道一丁目9番1号	48,000	2.17
但南建設株式会社	兵庫県朝来市山東町滝田148番地1	40,000	1.81
ハイアス・アンド・カンパニー株式 会社(注) 9	東京都港区白金台三丁目2番10号	39,400	1.78
西野 敦雄 (注) 3	京都府京都市山科区	30,000 (5,000)	1.36 (0.23)
金子 義仁 (注) 3	東京都武蔵野市	29,000 (20,000)	1.31 (0.90)
大田 康之	兵庫県朝来市	28,000	1.27
荻原 俊彦 (注) 3	兵庫県尼崎市	26,000 (15,000)	1.17 (0.68)
塩崎 健太 (注) 5、8	埼玉県川口市	23,500 (22,500)	1.06 (1.02)
福島 宏人 (注) 8	東京都品川区	23,500 (22,500)	1.06 (1.02)
株式会社リアルウッド	埼玉県草加市長栄一丁目837番地2	20,000	0.90
三好 修	福岡県福岡市早良区	20,000	0.90
山本 泰功 (注) 4	大阪府豊中市	13,000 (2,000)	0.59 (0.09)
鶴飼 達郎 (注) 5、8	東京都荒川区	12,500 (10,500)	0.56 (0.47)
大分ベンチャーキャピタル株式会社	大分県大分市東大道一丁目9番1号	12,000	0.54
加藤 尊彦 (注) 5、8	東京都品川区	11,500 (10,500)	0.52 (0.47)
高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	11,000	0.50

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
安成 信次	山口県下関市	11,000 (3,000)	0.50 (0.14)
赤井 厚雄 (注) 3、5	東京都渋谷区	11,000 (7,000)	0.50 (0.32)
北島 英雅 (注) 8	東京都大田区	10,200 (9,200)	0.46 (0.42)
富吉 範明	東京都渋谷区	10,000	0.45
株式会社ネイブレイン	愛知県岡崎市洞町字寺前3番地1	9,000	0.41
古原 克也 (注) 5	大阪府松原市	8,500 (3,000)	0.38 (0.14)
佐々田 美保 (注) 8	東京都港区	8,200 (8,200)	0.37 (0.37)
株式会社水落建設	神奈川県藤沢市川名801番地	8,000	0.36
藤本 修	香川県高松市	8,000 (3,000)	0.36 (0.14)
木村 弘恵 (注) 8	東京都練馬区	7,500 (6,500)	0.34 (0.29)
ミリーヴ株式会社	熊本県熊本市中央区辛島町4番35号	7,000	0.32
株式会社宇佐美工業	熊本県熊本市東区戸島西一丁目5番35号	7,000 (1,000)	0.32 (0.05)
本木 聖子 (注) 8	埼玉県草加市	6,200 (6,200)	0.28 (0.28)
本木 寛幸	埼玉県草加市	6,000	0.27
高橋 聡	北海道札幌市中央区	6,000	0.27
株式会社ケイアイホールディングス	岡山県岡山市北区中仙道二丁目33番1号	6,000	0.27
株式会社クラスコ	石川県金沢市西念四丁目24番21号	6,000	0.27
宮野 純	兵庫県神戸市東灘区	6,000	0.27
株式会社三好不動産	福岡県福岡市中央区今川一丁目1番1号	6,000	0.27
英重機工業株式会社	群馬県太田市鳥山下町485番地2	6,000	0.27
株式会社ナラムラ	岡山県総社市清音柿木697番地1	6,000	0.27
株式会社フォレスト・オオモリ	三重県四日市市札場町406番地	6,000	0.27
株式会社平井クレーン興業	奈良県天理市乙木町819番地1	6,000	0.27
株式会社伊藤土建	新潟県三島郡出雲崎町大字松本121番地3	6,000	0.27
仲山 真吾	大阪府堺市西区	6,000	0.27
株式会社エヌ・ピー・エス	愛知県名古屋市中区代官町15番地3	6,000	0.27
株式会社新栄クリエイト	山口県光市中央五丁目1番20号	6,000	0.27
有限会社田口本店	兵庫県明石市大明石町二丁目8番2号	6,000	0.27
株式会社B E S S群馬	群馬県前橋市富士見町皆沢316番地1	6,000	0.27
株式会社ロジック	熊本県菊池郡菊陽町光の森六丁目19番5号	6,000	0.27
株式会社玉井道路	京都府京都市伏見区下鳥羽広長町185番地	6,000	0.27

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社ワイテック	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目2番7号	6,000	0.27
大山 康弘	大阪府茨木市	6,000	0.27
山本 直人	愛知県岡崎市	6,000	0.27
工藤 英寿	大分県大分市	6,000 (2,000)	0.27 (0.09)
堀田 誠	愛媛県八幡浜市	6,000 (3,000)	0.27 (0.14)
岡山 茂弘	東京都港区	6,000 (5,000)	0.27 (0.23)
濱村 雅彦 (注) 6	山口県岩国市	5,000	0.23
有限会社ウイングスコンサルティング(注) 7	大阪府豊中市中桜塚五丁目2番1号	5,000	0.23
その他103名		140,700 (60,500)	6.36 (2.73)
計	—	2,213,100 (351,600)	100.00 (15.89)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
5. 特別利害関係者等 (当社の子会社の役員)
6. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)
7. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
8. 当社従業員または子会社従業員
9. 当社の自己株式
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
11. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

平成28年3月2日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成25年5月1日から平成26年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社の平成26年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成28年3月2日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成26年5月1日から平成27年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社の平成27年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成28年3月2日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年5月1日から平成27年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社の平成27年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成28年3月2日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成26年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成28年3月2日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成27年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

